

#### IV. 監査の結果及び意見の各論（令和５年度の事業別支出について）

以下、担当課ごとに結果を記載する

##### １．担当課：道路整備課

###### （１）工事の概要

|      |                                                                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| No.  | 76                                                                                                                                          |
| 工事名称 | 大津植木線活力創出基盤交付金（改築）測量委託                                                                                                                      |
| 工種区分 | 測量                                                                                                                                          |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・工事請負事業・ <u>委託事業</u> ・その他                                                                                                          |
| 担当課  | 県北広域本部土木部 工務第二課                                                                                                                             |
| 工事概要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準点測量</li> <li>・水準測量 L=2.8km</li> <li>・地形測量 A=0.630km<sup>2</sup></li> <li>・路線測量 L=6.3km</li> </ul> |
| 工事期間 | 令和５年３月１６日 ～ 令和６年３月１１日                                                                                                                       |
| 検査成績 | 80点                                                                                                                                         |

###### （２）過去３年間の予算実績推移

（単位：円）

| 年度          | 令和３年度 | 令和４年度        | 令和５年度        |
|-------------|-------|--------------|--------------|
| 契約額         | 0     | 26,400,000   | 56,497,107   |
| （うち現年度予算額）  | （ 0 ） | （26,400,000） | （11,027,498） |
| （うち前年度予算額）  | （ 0 ） | （ 0 ）        | （45,469,609） |
| （うち前々年度予算額） | （ 0 ） | （ 0 ）        | （ 0 ）        |
| 支払済額        |       | 0            | 0            |
| 現年支払額       | 0     | 0            | 56,497,107   |
| 差異（=翌年度繰越額） | 0     | 26,400,000   | 0            |

###### （３）監査の結果及び意見

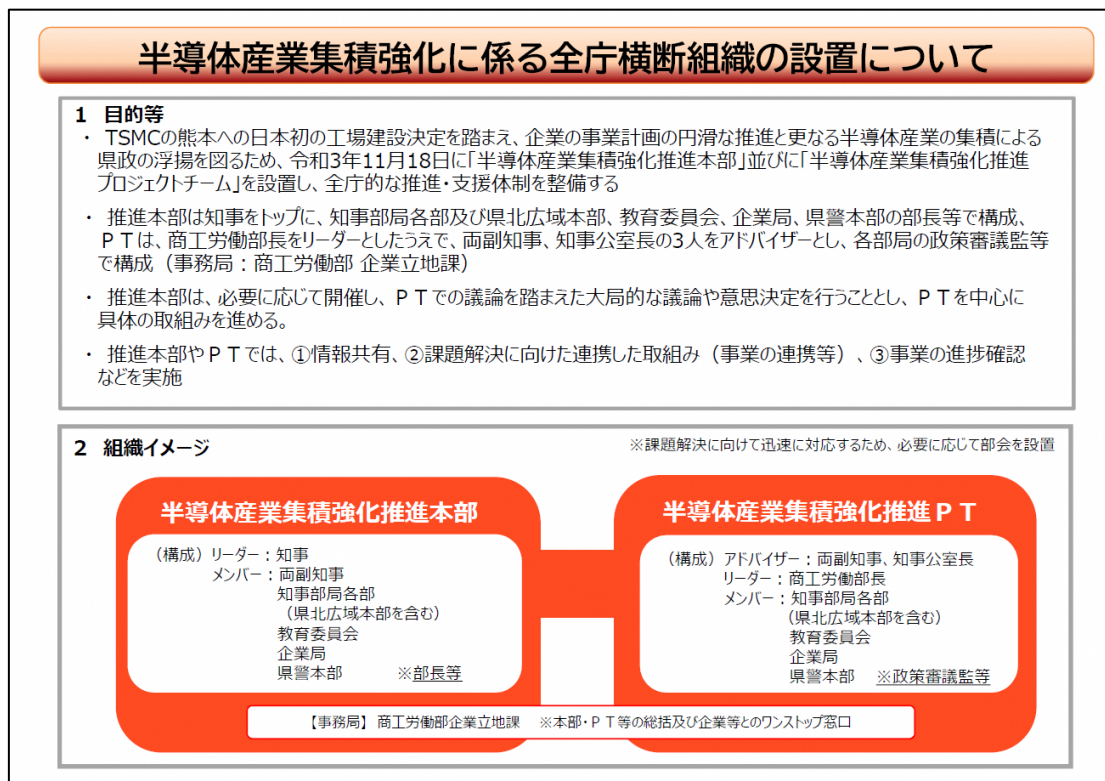
|         |                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------|
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・ <u>意見</u>                                                 |
| 表題      | 委託者が自らの理由により契約変更を行う場合について                                       |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③ <u>工事請負、委託などの契約の適切性</u> |

|  |              |
|--|--------------|
|  | ④公有財産の管理の適切性 |
|  | ⑤その他         |

＜発見した事実もしくは現状＞

当該事業は、半導体産業集積強化推進本部会議で表明された大津植木線の合志 I C アクセス道路の整備に必要な測量業務委託（基準点測量、水準測量、現地測量、路線測量他）を行うものである。

半導体産業集積強化推進本部会議は、台湾積体電路製造股份有限公司（T S M C）の熊本への日本初となる工場建設を踏まえ、企業の事業計画の円滑な推進と更なる半導体産業の集積による県政の浮揚を図るため、県庁の各部局が一体となって、課題解決に向けた取組を迅速かつ強力に推進するとともに、県全体へと波及効果を広げ、熊本の発展につなげていくため、熊本県知事をトップとして設置したものである。



（出所：熊本県HP 半導体産業集積強化推進本部会議について）

当該事業は建設中の中九州横断道路（高速道路）の（仮）合志 I C と国道 57 号を結ぶアクセス道路を整備するための測量委託事業であり、予定価格が 27,798,100 円（税込）であったことから、指名競争入札を行っている。令和 5 年 2 月 24 日に指名競争入札通知書が發送され、入札参加資格のある 10 社が入札に参加し、令和 5 年 3 月 8 日に M 社が 26,400,000 円（税込）で落札した。その後、令和 5 年 3 月 15 日に同社と公共工事関係業務委託契約書

を締結している。契約期間は令和5年3月16日から令和5年8月31日までであった。

契約締結から約2週間後の令和5年3月24日に、「工事変更の指示について（通知）」が作成され、令和5年3月27日に「大津植木線測量業務の変更指示について（伺い）」が土木部長に決裁されている。変更理由は「都市計画道路として整備するにあたり、道路ネットワーク形成に必要な範囲が追加されたこと」である。それに伴う主な変更内容は以下のとおりである。

| 項目      | 変更前         | 変更後         |
|---------|-------------|-------------|
| 基準点測量   | 1 式         | 1 式         |
| 水準測量    | 3.3 k m     | 3.9 k m     |
| 現地測量    | 0.132 k m 2 | 0.156 k m 2 |
| 路線測量    | 3.3 k m     | 3.9 k m     |
| 設計額（税込） | 27,798 千円   | 32,386 千円   |
| 請負額（税込） | 26,400 千円   | 30,737 千円   |

また、令和5年7月5日に「工事変更の指示について（通知）」が作成され、令和5年7月26日に「委託設計変更伺」が土木部長に決裁されている。変更理由は、「都市計画道路として整備するにあたり、道路ネットワーク形成に必要な道路幅員や取付道路の範囲が見直されたため測量範囲を変更したい」とするものであり、主な変更は以下のとおりである。契約期間の終期も3か月延長され、令和5年11月30日までとなった。

| 項目      | 変更前         | 変更後         |
|---------|-------------|-------------|
| 基準点測量   | 1 式         | 1 式         |
| 水準測量    | 3.3 k m     | 2.8 k m     |
| 現地測量    | 0.132 k m 2 | 0.520 k m 2 |
| 路線測量    | 3.3 k m     | 5.6 k m     |
| 設計額（税込） | 27,798 千円   | 52,813 千円   |
| 請負額（税込） | 26,400 千円   | 50,157 千円   |

令和5年11月30日に、再度、契約期間の終期が令和6年3月11日まで延長され、令和6年1月31日に変更内容を反映した変更契約内容が確定した。最終的な請負額は56,497,107円（税込）となった。

#### <問題点>

当該事業では、入札手続や契約手続及びその後の契約変更手続など適正な決裁などを経ており、事務の執行において不備はなかった。

一方で、10社の指名競争入札の結果、落札した業者と令和5年3月15日に契約を締結した後、年度を跨いで僅か4か月以内に、契約金額が2倍程度に増額される契約の変更が行わ

れている。仮に変更後の契約内容で指名競争入札を行っていた場合には、現状よりも測量範囲が広くなることから各業者においても単価をさらに圧縮できた可能性もあり、結果的に全体の事業費を圧縮できたのではないかとと思われる。

当該事業のきっかけとなった半導体産業集積強化推進本部会議が開催された令和4年7月25日の第3回議事録や令和5年2月10日の第4回議事録にも合志ICアクセス道路の整備（大津植木線・福原工区）については明記されており、少なくとも入札の通知が行われた令和5年2月24日時点でも当該契約の変更はある程度予測できたものと思われる。



(出所：熊本県HP 半導体産業集積強化推進本部会議第3回議事録)



（出所：熊本県HP 半導体産業集積強化推進本部会議第4回議事録）

契約の変更は、熊本県公共工事関係業務委託契約約款では、第19条（条件変更等）及び第20条（設計図書等の変更）に規定されており、当該契約の変更は委託者である本県からの変更であるため、第20条に該当する。

（条件変更等）

#### 第19条

受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- （1） 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- （2） 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- （3） 設計図書の表示が明確でないこと。
- （4） 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- （5） 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。

ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができ

る。

3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。  
(設計図書等の変更)

#### 第 20 条

委託者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下「設計図書等」という。)の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。

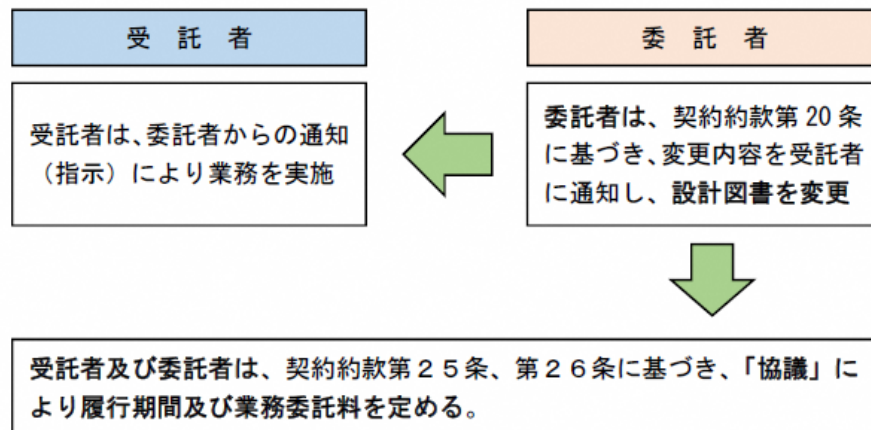
この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

契約変更の条件は受託者側からは限定列举であるのに対して、委託者側からは「必要があると認めるとき」として変更事由を規定していないが、熊本県土木部では、設計変更に関する手続きやルールを明確するために「土木設計業務等設計変更ガイドライン」を作成している。

**(3) 委託者が変更を必要と認める場合**

委託者が業務の着手前、実施途中に必要と認めるときは、変更内容を受託者に通知し、設計図書の変更を行います。

手 続 きの フ ロ ー



委託者が自らの理由により変更を行う場合の具体例を以下に示します。

- ・地元調整の結果、追加設計する工種が必要となる場合。
- ・関係団体との協議により、設計条件を変更する場合。
- ・その他、委託者の指示により原契約に無い新たな業務を行う場合。

(出所：土木設計業務等設計変更ガイドライン（平成 27 年 10 月）P.12)

土木設計業務等設計変更ガイドラインでは、委託者が自らの理由により変更を行う場合の具体例として、3つを挙げているが、当該契約の変更は契約から僅か4か月以内に行われていることから地元調整や関係団体との協議などとは考えられず、「その他、委託者の指示により原契約に無い新たな業務を行う場合」によって契約の変更が行われたものと推測される。確かに、当該事業では原契約で合志 I C アクセス道路の測量委託業務のみであったところに、当該道路の取付道路についても測量委託業務を追加するものであることから、「原契約に無い新たな業務を行う場合」と言えなくはないが、上記のとおり、原契約の時点において当該契約の変更はある程度予測できたものであり、原契約の入札条件に可能な限り、取付道路についても盛り込むべきであったのではないかと考える。

＜改善策＞

災害復旧や応急措置など県民の生命・身体・財産を守るためや政策上の判断から、委託者側からの急を要する公共工事の契約の変更が一定程度あることは理解できる。

一方で、指名競争入札によって、一定の条件下での価格面での競争による入札にて業者を選定した後に、契約内容を大きく変更することが頻発するような事態になれば、指名競争入札制度の信頼性を損なうものになりかねない。そのため、本事案と同様の事例が出てきた場合には以下のようなことを検討することが考えられる。

- ① 入札時点で入手可能な情報に基づいて合理的な予定価格を算出する。取付道路の測量区間などが正確に算出できていなくても、入札時点で知りえる情報を盛り込むことで、少なくとも現状よりは予定価格と最終事業費との乖離を抑えることができる。
- ② 年度内の入札・契約を諦め、詳細な情報が確定してから入札を行う。

(1) 工事の概要

|      |                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| No.  | 78                                                                                                                                 |
| 工事名称 | 国道 266 号地域連携推進改築（地盤改良）工事                                                                                                           |
| 工種区分 | 地盤改良工                                                                                                                              |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・ <u>工事請負事業</u> ・委託事業・その他                                                                                                 |
| 担当課  | 天草広域本部土木部 工務第一課                                                                                                                    |
| 工事概要 | 施工延長 L=57.3m<br>地盤改良中層混合処理（本線部） V=7,289m <sup>3</sup><br>地盤改良中層混合処理（函渠部） V=1,231m <sup>3</sup><br>コンクリート構造物取壊工 V=202m <sup>3</sup> |
| 工事期間 | 令和 5 年 3 月 17 日～令和 6 年 1 月 31 日                                                                                                    |
| 検査成績 | 82 点                                                                                                                               |

(2) 過去 3 年間の予算実績推移

(単位：円)

| 年度          | 令和 3 年度 | 令和 4 年度         | 令和 5 年度         |
|-------------|---------|-----------------|-----------------|
| 契約額         |         | 100,265,000     | 112,270,512     |
| (うち現年度予算額)  | ( )     | ( 100,265,000 ) | ( 100,000,000 ) |
| (うち前年度予算額)  | ( )     | ( 0 )           | ( 12,270,512 )  |
| (うち前々年度予算額) | ( )     | ( 0 )           | ( 0 )           |
| 支払済額        |         | 0               | 0               |
| 現年支払額       |         | 0               | 112,270,512     |
| 差異(=翌年度繰越額) |         | 100,265,000     | 0               |

(3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 表題      | 県外事業者を下請負人として再委託する場合の対応について                                                     |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

当該事業は天草市と熊本都市圏を結ぶ幹線道路である国道 266 号のうち、上天草市大矢野町上から登立地区までの地盤改良工事である。

入札は条件付一般競争入札（総合評価落札方式）が採用され、競争入札に参加する者に必要な資格として、営業所の所在地が「熊本県内に主たる事務所を有すること」と規定されている。競争入札の結果、予定価格 110,764 千円に対して、県内事業者である M 社が 100,265 千円で落札し受注している。

熊本県公共工事請負契約約款では、受注した工事を一括委任することや一括下請負することは禁止しているが、受注者が熊本県に対して下請負人を通知し、下請負人の社会保険の加入など適正な確認や手続を経ることにより、下請負人に再委託することを認めている。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第 6 条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第 7 条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第 7 条の 2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。＜後略＞

（出所：熊本県公共工事請負契約約款）

当該事業では、地盤改良工事について受注者から県内事業者に対して 1 次下請けが行われている。工事施工体系図を確認したところ、1 次下請けである県内事業者から再下請負がなされており、2 次下請け事業者は県外事業者となっていた。また、1 次下請けである県内

事業者への下請金額のほとんどが、県外事業者である再下請負人への発注となっていた。

熊本県が作成している「施工体制台帳等の作成マニュアル」では、受注者が本県に対して下請負人を通知する際に、「別記様式6 元請・下請関係内容表（元請負者が記載）」を作成する必要がある。その中で、「(2) 下請業者の選定について（建設業法第3条等）」の欄に以下のような記載がある。

※県外企業を下請業者に選定した場合の、選定理由

（理由）

\*下請確認票記載の下請業者の主たる営業所所在地が熊本県以外の場合には必ず記載すること。

（出所：施工体制台帳等の作成マニュアル）

当該事業では、元請負者である受注者から県内事業者へ1次下請けを行っているが、下請負人が県外企業ではないため、当該箇所に記載はない。また、県内事業者である下請負人から県外事業者へ2次下請けを行っているが、「施工体制台帳等の作成マニュアル」では再請負人については「再下請負通知書」などを作成することは求められているものの、「別記様式6 元請・下請関係内容表（元請負者が記載）」を作成する必要はなく、2次下請けが県外企業であった場合には特に記載は必要ない。

当該事業の担当者にヒアリングしたところ、2次下請けが県外企業であった理由として、当該地盤改良に特殊な大型の重機が必要であり、その重機を所有する事業者が県内ではすぐに見つからなかったため、県外企業に再請負を行ったということであった。

#### <問題点>

当該事業では、入札手続や契約手続及びその後の契約変更手続など適正な決裁などを経ており、事務の執行において不備はなかった。

一方で、「(別記様式6) 元請・下請関係内容表（元請負者が記載）」の「(2) 下請業者の選定について、※県外企業を下請業者に選定した場合の、選定理由」の箇所については、再下請負人を含まず、下請業者までの記載となっていることには問題があると考えられる。

「(別記様式6) 元請・下請関係内容表（元請負者が記載）」では、当該選定理由を記載する根拠として以下の条項などを参照している。

（参考）

○土木工事共通仕様書

第7編 その他

第2章 施工管理一般

第2節 その他

#### 2-2-4 県産資材、県内企業及び誘致企業の優先使用

使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に努めること

#### ○熊本県建築工事特記仕様書

#### Ⅱ 特記事項

6 使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に努めること

(出所：施工体制台帳等の作成マニュアル)

当該事業は、競争入札に参加する者に必要な資格として、営業所の所在地が「熊本県内に主たる事務所を有すること」と規定されている条件付一般競争入札（総合評価落札方式）であり、上記参照されている各条項の規定に照らしてみても、熊本県としては県内事業者優先して工事を行ってもらうことを意図していると考えられる。そうであるならば、県外事業者である再下請負人に重要な工事（別記様式6）元請・下請関係内容表では500万円以上の契約としている）を再委託する場合には、1次下請けの場合と同じように、理由を把握する必要があるのではないかと考える。

#### <改善策>

公共工事においては様々な技術的な問題や重機などの設備の問題などがあり、県内事業者のみですべてを実施することができないことは当然である。一方で、熊本県として持続可能な社会を実現するため、「熊本県の契約に関する取組方針」では、契約に関して県内事業者の受注機会の確保を掲げている。

#### 基本理念3 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

#### 3-2 県内事業者の受注機会の確保

熊本県中小企業振興基本条例に基づき、県が発注する物品や役務等の調達、工事の発注にあたり、県内中小企業者の受注機会の増大について、引き続き受注機会の増大を図る取組を検討し、進めていく必要がある。

321 熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。

#### 【熊本県中小企業振興基本条例 抜粋】

第7条第2項 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県が発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意するとともに、官公需に関する施策を十分認識した上で、中小企業者の受注機会の増大に努めること。

|                                                  |
|--------------------------------------------------|
| (2) 中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること。  |
| 322 熊本県新事業支援調達制度により認定された新商品や新役務について、優先的な調達を推進する。 |
| 323 契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用を推進する。                  |
| 324 建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約や県産資材の使用を評価する。 |

(出所：熊本県の契約に関する取組方針)

これらを踏まえると、下請負・再下請負問わず、当該事業の重要な工事を県外企業に再委託する場合には、その理由を把握し、また、それらの要因を分析することで、県内事業者に必要な技術は何か、必要な重機は何かなどの情報を得ることができ、県内事業者を支援するための施策（研修会など）にも生かせるのではないかと考える。

#### (1) 工事の概要

|      |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| No.  | 96                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 工事名称 | 国道 325 号活力創出基盤交付金（改築）道路改良その 2 工事                                                                                                                                                                                                                      |
| 工種区分 | 道路改良                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・ <b>工事請負事業</b> ・委託事業・その他                                                                                                                                                                                                                    |
| 担当課  | 県北広域本部土木部 工務第一課                                                                                                                                                                                                                                       |
| 工事概要 | <div> <div>施工延長</div> <div>L=640. 6m</div> </div> <div> <div>道路土工</div> <div>N=1 式</div> </div> <div> <div>L 型擁壁工</div> <div>L=9. 8m</div> </div> <div> <div>現場打擁壁工</div> <div>V=7. 1m3</div> </div> <div> <div>排水構造物工</div> <div>L=521m</div> </div> |
| 工事期間 | 令和 5 年 6 月 26 日 ～ 令和 6 年 3 月 27 日                                                                                                                                                                                                                     |
| 検査成績 | 88 点                                                                                                                                                                                                                                                  |

#### (2) 過去 3 年間の予算実績推移

(単位：円)

| 年度          | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度         |
|-------------|---------|---------|-----------------|
| 契約額         | 0       |         | 167, 386, 609   |
| (うち現年度予算額)  | ( 0 )   | ( )     | (65, 245, 508)  |
| (うち前年度予算額)  | ( 0 )   | ( )     | (102, 141, 101) |
| (うち前々年度予算額) | ( 0 )   | ( )     | ( 0 )           |
| 支払済額        |         |         |                 |

|             |   |  |             |
|-------------|---|--|-------------|
| 現年支払額       | 0 |  | 167,386,609 |
| 差異(=翌年度繰越額) | 0 |  | 0           |

(3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 表題      | 休日（現場閉所）取得計画実績表の記載誤りについて                                                        |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、熊本県土木部では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け「週休2日試行工事」を実施する（熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領（土木工事編）第1条）という趣旨のもと、入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額となっている。

「4週8休」の算定方法は、以下のとおり。

・現場閉所累計÷対象期間＝現場閉所の割合

（現場閉所の割合が、28.5以上で4週8休達成）

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

また、対象期間とは、工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日までとする（工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない）。

年末年始6日間、夏季休暇3日間は、算定期間の分母である対象期間、分子である現場閉所累計日数に含めず算定することになっている。

当該工事の「4週8休」算定結果を記載した、「休日（現場閉所）取得計画実績表」において、以下の点について、誤りが発見された。

・令和5年8月における対象期間日数及び現場閉所日数が、夏季休暇3日間を控除せず算定されている。

・令和5年12月、令和6年1月における対象期間日数及び現場閉所日数が、年末年始6日間を控除せず算定されている。

・令和6年2月において、対象期間は29日であるものの、31日を対象期間として算定されている。

#### <問題点>

工事完成時において、「4週8休」が達成されているか否かを判断する根拠資料「休日（現場閉所）取得計画実績表」が適切に作成されていない。

なお、発見された誤りを修正した場合でも、現場閉所割合は、28.5を超えているため、「4週8休」は達成しているものの、「4週8休」を達成した根拠資料である「休日（現場閉所）取得計画実績表」の正確性に問題がある。

#### <改善策>

今後、発注する工事について、「4週8休」を達成した根拠資料である「休日（現場閉所）取得計画実績表」を確認するにあたり、対象期間の日数が適切にカウントされていることについて、確認の徹底を行う必要がある。

特に、夏季休暇3日間及び年末年始6日間は、「4週8休」の算定にあたり、算定期間の分母である対象期間、分子である現場閉所累計日数に含めず算定することになっているため、適切に算定から除外されているかを確認する必要がある。

#### （１）工事の概要

|      |                                        |         |  |
|------|----------------------------------------|---------|--|
| No.  | 99                                     |         |  |
| 工事名称 | 大津植木線活力創出基盤交付金（改築）調整池護岸その1工事           |         |  |
| 工種区分 | 道路改良                                   |         |  |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・ <div>工事請負事業</div> ・委託事業・その他 |         |  |
| 担当課  | 県北広域本部土木部　工務第一課                        |         |  |
| 工事概要 | 施工延長                                   | L=70.2m |  |
|      | 掘削工                                    | V=911m3 |  |
|      | ブロック積工                                 | A=606m2 |  |
|      | 防護柵工                                   | L=112m  |  |
|      | 工事用道路工                                 | L=193m  |  |
| 工事期間 | 令和5年3月20日　～　令和5年11月17日                 |         |  |
| 検査成績 | 79点                                    |         |  |

#### （２）過去3年間の予算実績推移

（単位：円）

| 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|-------|-------|-------|
|----|-------|-------|-------|

|             |       |               |              |
|-------------|-------|---------------|--------------|
| 契約額         | 0     | 46,695,000    | 49,003,419   |
| (うち現年度予算額)  | ( 0 ) | ( 46,695,000) | ( )          |
| (うち前年度予算額)  | ( 0 ) | ( )           | (49,003,419) |
| (うち前々年度予算額) | ( 0 ) | ( )           | ( 0)         |
| 支払済額        |       |               |              |
| 現年支払額       | 0     |               | 49,003,419   |
| 差異(=翌年度繰越額) | 0     |               | 0            |

(3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 表題      | 休日（現場閉所）取得計画実績表の記載誤りについて                                                        |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そのため、熊本県土木部では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け「週休2日試行工事」を実施する（熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領（土木工事編）第1条）という趣旨のもと、入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額となっている。

「4週8休」の算定方法は、以下のとおり。

・現場閉所累計÷対象期間＝現場閉所の割合

（現場閉所の割合が、28.5以上で4週8休達成）

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

また、対象期間とは、工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む）が完了した日までとする（工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない）。

年末年始6日間、夏季休暇3日間は、算定期間の分母である対象期間、分子である現場閉所累計日数に含めず算定することになっている。

当該工事の「4週8休」算定結果を記載した、「休日（現場閉所）取得計画実績表」において、以下の点について、誤りが発見された。

・令和5年8月における対象期間日数及び現場閉所日数が、夏季休暇3日間を控除せず算定されていた。

#### <問題点>

工事完成時において、「4週8休」が達成されているか否かを判断する根拠資料「休日（現場閉所）取得計画実績表」が適切に作成されていない。

発見された誤りを修正した場合、現場閉所割合が28.35となり、4週8休を達成していなかったため、県北広域本部を通じて、受注者に対して、「休日（現場閉所）取得計画実績表」の再提出を依頼した。

結果、提出されていた「休日（現場閉所）取得計画実績表」には休日として記載されていないが、実際は現場閉所していた日が日報より確認できたため、修正後の現場閉所割合は29.44となり、「4週8休」が達成されているものの、「4週8休」を達成した根拠資料である「休日（現場閉所）取得計画実績表」の正確性に問題がある。

#### <改善策>

今後、発注する工事について、「4週8休」を達成した根拠資料である「休日（現場閉所）取得計画実績表」を確認するにあたり、対象期間の日数が適切にカウントされていることについて、確認の徹底を行う必要がある。

特に、夏季休暇3日間及び年末年始6日間は、「4週8休」の算定にあたり、算定期間の分母である対象期間、分子である現場閉所累計日数に含めず算定することになっているため、適切に算定から除外されているかを確認する必要がある。

#### （1）工事の概要

|      |                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------|
| No.  | 104                                                                    |
| 工事名称 | 国道324号地域連携推進改築（仮栈橋撤去その1）工事                                             |
| 工種区分 | 仮栈橋撤去工                                                                 |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・ <u>工事請負事業</u> ・委託事業・その他                                     |
| 担当課  | 天草広域本部土木部 工務第一課                                                        |
| 工事概要 | 杭橋脚撤去工 65 t<br>鋼管杭引抜工 60 本<br>上部工撤去工 111 t<br>覆工板撤去工 528m <sup>2</sup> |
| 工事期間 | 令和5年8月30日～令和6年3月25日                                                    |

|      |    |
|------|----|
| 検査成績 | 合格 |
|------|----|

(2) 過去3年間の予算実績推移

(単位:円)

| 年度          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度          |
|-------------|-------|-------|----------------|
| 契約額         |       | 0     | 60,078,858     |
| (うち現年度予算額)  | ( )   | ( 0 ) | ( 0 )          |
| (うち前年度予算額)  | ( )   | ( 0 ) | ( 60,078,858 ) |
| (うち前々年度予算額) | ( )   | ( 0 ) | ( 0 )          |
| 支払済額        |       | 0     | 0              |
| 現年支払額       |       | 0     | 60,078,858     |
| 差異(=翌年度繰越額) |       | 0     | 0              |

(3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 表題      | 県外事業者を下請負人として再委託する場合の対応について                                                     |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

当該事業は、熊本天草幹線道路「本渡道路（天草未来大橋）」建設に伴い設置した仮栈橋の撤去を行う工事である。

入札は条件付一般競争入札（総合評価落札方式）が採用され、競争入札に参加する者に必要な資格として、営業所の所在地が「熊本県内に主たる営業所を有すること」と規定されている。競争入札の結果、予定価格 68,170 千円に対して、県内事業者である Y 社が 61,100 千円で落札し受注している。

熊本県公共工事請負契約約款では、受注した工事を一括委任することや一括下請負することは禁止しているが、受注者が熊本県に対して下請負人を通知し、下請負人の社会保険の加入など適正な確認や手続を経ることにより、下請負人に再委託することを認めている。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。＜後略＞

（出所：熊本県公共工事請負契約約款）

当該事業では、受注者から県内事業者に対して1次下請けが行われている。工事施工体系図を確認したところ、1次下請けである県内事業者から再下請負がなされており、2次下請け事業者は県外事業者となっていた。また、1次下請けである県内事業者への下請金額の殆どが、県外事業者である再下請負人への発注となっていた。

熊本県が作成している「施工体制台帳等の作成マニュアル」では、受注者が本県に対して下請負人を通知する際に、「別記様式6 元請・下請関係内容表（元請負者が記載）」を作成する必要がある。その中で、「（2）下請業者の選定について（建設業法第3条等）」の欄に以下のような記載がある。

※県外企業を下請業者に選定した場合の、選定理由

（理由 ）

\*下請確認票記載の下請業者の主たる営業所所在地が熊本県以外の場合には必ず記載すること。

（出所：施工体制台帳等の作成マニュアル）

当該事業では、元請負者である受注者から県内事業者へ1次下請けを行っているが、下請負人が県外企業ではないため、当該箇所に記載はない。また、県内事業者である下請負人から県外事業者へ2次下請けを行っているが、「施工体制台帳等の作成マニュアル」では再請負人については「再下請負通知書」などを作成することは求められているものの、「別記様式6 元請・下請関係内容表（元請負者が記載）」を作成する必要はなく、2次下請けが県外企業であった場合には特に記載は必要ない。

当該事業の担当者にヒアリングしたところ、「2次下請けが県外企業であった理由は把握していない」とのことであった。

#### ＜問題点＞

当該事業では、入札手続や契約手続及びその後の契約変更手続など適正な決裁などを経ており、事務の執行において不備はなかった。

一方で、「（別記様式6）元請・下請関係内容表（元請負者が記載）」の「（2）下請業者の選定について、※県外企業を下請業者に選定した場合の、選定理由」の箇所については、再下請負人を含まず、下請業者までの記載となっていることには問題があると考えられる。

「（別記様式6）元請・下請関係内容表（元請負者が記載）」では、当該選定理由を記載する根拠として以下の条項などを参照している。

(参考)

○土木工事共通仕様書

第7編 その他

第2章 施工管理一般

第2節 その他

2-2-4 県産資材、県内企業及び誘致企業の優先使用

使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に努めること

○熊本県建築工事特記仕様書

Ⅱ 特記事項

6 使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に努めること

(出所：施工体制台帳等の作成マニュアル)

当該事業は、競争入札に参加する者に必要な資格として、営業所の所在地が「熊本県内に主たる営業所を有すること」と規定されている条件付一般競争入札（総合評価落札方式）であり、上記参照されている各条項などの規定に照らしてみても、熊本県としては県内事業者優先して工事を行ってもらうことを意図していると考ええる。

そうであるならば、県外事業者である再下請負人に重要な工事（別記様式6）元請・下請関係内容表では500万円以上の契約としている）を再委託する場合には、1次下請けの場合と同じように、理由を把握する必要があるのではないかと考える。

<改善策>

公共工事においては様々な技術的な問題や重機などの設備の問題などがあり、県内事業者のみですべてを実施することができないことは当然である。一方で、熊本県として持続可能な社会を実現するため、「熊本県の契約に関する取組方針」では、契約に関して県内事業者の受注機会の確保を掲げている。

基本理念3 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

3-2 県内事業者の受注機会の確保

熊本県中小企業振興基本条例に基づき、県が発注する物品や役務等の調達、工事の発注にあたり、県内中小企業者の受注機会の増大について、引き続き受注機会の増大を図る取組を検討し、進めていく必要がある。

3 2 1 熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。

【熊本県中小企業振興基本条例 抜粋】

第7条第2項 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に

掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意するとともに、官公需に関する施策を十分認識した上で、中小企業者の受注機会の増大に努めること。

(2) 中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること。

3 2 2 熊本県新事業支援調達制度により認定された新商品や新役務について、優先的な調達を推進する。

3 2 3 契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用を推進する。

3 2 4 建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約や県産資材の使用を評価する。

(出所：熊本県の契約に関する取組方針)

これらを踏まえると、下請負・再下請負問わず、当該事業の重要な工事を県外企業に再委託する場合には、その理由を把握し、また、それらの要因を分析することで、県内事業者に必要な技術は何か、必要な重機は何かなどの情報を得ることができ、県内事業者を支援するための施策（研修会など）にも生かせるのではないかと考える。

#### (1) 工事の概要

|      |                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| No.  | 109                                                                      |
| 工事名称 | 国道 324 号（上津深江橋）道路補修補助（橋梁補修）その 2 工事                                       |
| 工種区分 | 橋梁補修工                                                                    |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・ <u>工事請負事業</u> ・委託事業・その他                                       |
| 担当課  | 天草広域本部土木部 維持管理課                                                          |
| 工事概要 | 施工延長 L=27m<br>ひび割れ補修工 L=6.2m<br>断面修復工 V=0.231m <sup>3</sup><br>電気防食工 1 式 |
| 工事期間 | 令和 5 年 7 月 7 日～令和 6 年 3 月 15 日                                           |
| 検査成績 | 84 点                                                                     |

## (2) 過去3年間の予算実績推移

(単位:円)

| 年度          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度          |
|-------------|-------|-------|----------------|
| 契約額         |       | 0     | 102,171,764    |
| (うち現年度予算額)  | ( )   | ( 0 ) | ( 13,726,781 ) |
| (うち前年度予算額)  | ( )   | ( 0 ) | ( 88,444,983 ) |
| (うち前々年度予算額) | ( )   | ( 0 ) | ( 0 )          |
| 支払済額        |       | 0     | 0              |
| 現年支払額       |       | 0     | 102,171,764    |
| 差異(=翌年度繰越額) |       | 0     | 0              |

## (3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 表題      | 県外事業者を下請負人として再委託する場合の対応について                                                     |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

## &lt;発見した事実もしくは現状&gt;

当該事業は国道324号(上津深江橋)橋梁上部工補修工事である。

入札は条件付一般競争入札(総合評価落札方式)が採用され、競争入札に参加する者に必要な資格として、営業所の所在地が「熊本県内に主たる営業所を有すること」と規定されている。競争入札の結果、予定価格99,759千円に対して、県内事業者である〇社が89,540千円で落札し受注している。

熊本県公共工事請負契約約款では、受注した工事を一括委任することや一括下請負することは禁止しているが、受注者が本県に対して下請負人を通知し、下請負人の社会保険の加入など適正な確認や手続を経ることにより、下請負人に再委託することを認めている。

## (一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## (下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和2

4年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。＜後略＞

(出所：熊本県公共工事請負契約約款)

当該事業では、上部工補修工事について受注者から県内事業者に対して1次下請けが行われている。工事施工体系図を確認したところ、1次下請けである県内事業者から再下請負がなされており、2次下請け事業者は県外事業者となっていた。また、1次下請けである県内事業者への下請金額の殆どが、県外事業者である再下請負人への発注となっていた。

熊本県が作成している「施工体制台帳等の作成マニュアル」では、受注者が本県に対して下請負人を通知する際に、「別記様式6 元請・下請関係内容表(元請負者が記載)」を作成する必要がある。その中で、「(2) 下請業者の選定について(建設業法第3条等)」の欄に以下のような記載がある。

※県外企業を下請業者に選定した場合の、選定理由

(理由 )

\*下請確認票記載の下請業者の主たる営業所所在地が熊本県以外の場合には必ず記載すること。

(出所：施工体制台帳等の作成マニュアル)

当該事業では、元請負者である受注者から県内事業者へ1次下請けを行っているが、下請負人が県外企業ではないため、当該箇所に記載はない。また、県内事業者である下請負人から県外事業者へ2次下請けを行っているが、「施工体制台帳等の作成マニュアル」では再請負人については「再下請負通知書」などを作成することは求められているものの、「別記様式6 元請・下請関係内容表(元請負者が記載)」を作成する必要はなく、2次下請けが県外企業であった場合には特に記載は必要ない。

当該事業の担当者にヒアリングしたところ、2次下請けが県外企業であった理由として、「当該事業の橋梁補修事業では、橋桁の健全な状態を保つため、特殊な技術が必要であるが、当該施工技術を有する会社が県内にいないことから、施工を行うことが可能な県外業者を採用した。」とのことであった。

#### ＜問題点＞

当該事業では、入札手続や契約手続及びその後の契約変更手続など適正な決裁などを経ており、事務の執行において不備はなかった。

一方で、「(別記様式6) 元請・下請関係内容表(元請負者が記載)」の「(2) 下請業者の選定について、※県外企業を下請業者に選定した場合の、選定理由」の箇所については、再下請負人を含まず、下請業者までの記載となっていることには問題があると考えられる。

「(別記様式6) 元請・下請関係内容表(元請負者が記載)」では、当該選定理由を記載す

る根拠として以下の条項などを参照している。

(参考)

○土木工事共通仕様書

第7編 その他

第2章 施工管理一般

第2節 その他

2-2-4 県産資材、県内企業及び誘致企業の優先使用

使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に努めること

○熊本県建築工事特記仕様書

Ⅱ 特記事項

6 使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に努めること

(出所：施工体制台帳等の作成マニュアル)

当該事業は、競争入札に参加する者に必要な資格として、営業所の所在地が「熊本県内に主たる営業所を有すること」と規定されている条件付一般競争入札（総合評価落札方式）であり、上記参照されている各条項などの規定に照らしてみても、熊本県としては県内事業者優先して工事を行ってもらいたいことを意図していると考ええる。

そうであるならば、県外事業者である再下請負人に重要な工事（（別記様式6）元請・下請関係内容表では500万円以上の契約としている）を再委託する場合には、1次下請けの場合と同じように、理由を把握する必要があるのではないかと考える。

#### <改善策>

公共工事においては様々な技術的な問題や重機などの設備の問題などがあり、県内事業者のみですべてを実施することができないことは当然である。一方で、熊本県として持続可能な社会を実現するため、「熊本県の契約に関する取組方針」では、契約に関して県内事業者の受注機会の確保を掲げている。

基本理念3 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

3-2 県内事業者の受注機会の確保

熊本県中小企業振興基本条例に基づき、県が発注する物品や役務等の調達、工事の発注にあたり、県内中小企業者の受注機会の増大について、引き続き受注機会の増大を図る取組を検討し、進めていく必要がある。

3 2 1 熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。

【熊本県中小企業振興基本条例 抜粋】

第7条第2項 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意するとともに、官公需に関する施策を十分認識した上で、中小企業者の受注機会の増大に努めること。

(2) 中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること。

3 2 2 熊本県新事業支援調達制度により認定された新商品や新役務について、優先的な調達を推進する。

3 2 3 契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用を推進する。

3 2 4 建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約や県産資材の使用を評価する。

(出所：熊本県の契約に関する取組方針)

これらを踏まえると、下請負・再下請負問わず、当該事業の重要な工事を県外企業に再委託する場合には、その理由を把握し、また、それらの要因を分析することで、県内事業者に足りない技術は何か、必要な重機は何かなどの情報を得ることができ、県内事業者を支援するための施策（研修会など）にも生かせるのではないかと考える。

#### (1) 工事の概要

|      |                                                                                                        |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| No.  | 130                                                                                                    |
| 工事名称 | 国道 266 号広域連携交付金（道路改良その 23）工事                                                                           |
| 工種区分 | 道路改良工事                                                                                                 |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・ <u>工事請負事業</u> ・委託事業・その他                                                                     |
| 担当課  | 天草広域本部土木部 工務第一課                                                                                        |
| 工事概要 | 施工延長 L=404.2m<br>掘削 V=363m <sup>3</sup><br>路体盛土 V=678m <sup>3</sup><br>コンクリートブロック積 A=680m <sup>2</sup> |
| 工事期間 | 令和 4 年 9 月 27 日～令和 5 年 7 月 31 日                                                                        |
| 検査成績 | 81 点                                                                                                   |

## (2) 過去3年間の予算実績推移

(単位:円)

| 年度          | 令和3年度 | 令和4年度          | 令和5年度          |
|-------------|-------|----------------|----------------|
| 契約額         |       | 70,290,000     | 77,976,907     |
| (うち現年度予算額)  | ( )   | ( 70,290,000 ) | ( 7,686,907 )  |
| (うち前年度予算額)  | ( )   | ( 0 )          | ( 70,290,000 ) |
| (うち前々年度予算額) | ( )   | ( 0 )          | ( 0 )          |
| 支払済額        |       | 0              | 28,110,000     |
| 現年支払額       |       | 28,110,000     | 49,866,907     |
| 差異(=翌年度繰越額) |       | 42,180,000     | 0              |

## (3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 表題      | 休日(現場閉所)取得計画実績表の工事着手日と作業完了日について                                                 |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

## &lt;発見した事実もしくは現状&gt;

熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編)(令和4年(2022年)2月8日一部改定))の第4条(1)の対象期間によると、工事着手日から完了日までが対象範囲となっている。

## 第4条(試行方法)

## (1) 対象期間

対象期間は、工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業(後片付けを含む)が完了した日までとする(工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、ここで言う後片付けの対象に含まない)。よって、工事施工範囲内での全ての作業が完了した後に、現場事務所で行う書類作成・整理については、週休2日の対象期間外の作業として取り扱う。

また、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)についても週休2日の対象期間に含まない。

当該工事に関し、休日(現場閉所)取得実績表を確認したところ、令和4年10月27日を工事着手日(工事開始日)として、ここを起点に対象期間や現場閉所計が含まれていたが、

この日を含め 10 日程連続して閉所日となっており工事開始に疑念が生じた。確認したところ現場事務所の設置が令和 4 年 11 月 9 日からであり、工事着手日は同日と考えられる。

また、実施竣工日である令和 5 年 7 月 31 日が作業完了日として休日（現場閉所）取得実績表に記載されていたが、工程表で確認したところ現場の作業完了日は令和 5 年 7 月 19 日であり、それ以降も閉所日として計上されていた。

#### <問題点>

工事着手日は、熊本県土木部「週休 2 日試行工事」に関する Q & A 令和 5 年 4 月版（公表用）によると以下のとおりである。

共通仕様書 1－1－11「受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日以降 30 日以内に着手しなければならない。」とあり、この着手した日を指します。

また、共通仕様書 1－1－2 40.「工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。」とあります。

必ずしも工事開始日が工事着手日と一致するとは限らない点、注意が必要であったが、今回はこの点の確認が不十分であった。

また、作業完了日には、現場事務所の後片付けを含まないため、最終的に受注者より提出される「工事完成通知書（しゅん工届）」記載の日付とも異なり、書類として別途明記されたものは存在しない。そのため休日（現場閉所）取得実績表を見ただけでは、作業完了日について確認できない状況となっている。

なお当該工事では正しく再計算しても現場閉所率が 28.5 を下回らず、4 週 8 休が達成されるため、結果として契約金額に影響はなかった。

#### <改善策>

契約金額に影響ある重要な部分であるため、県担当者から受注者への確認などで注意する必要がある。

具体的には、熊本県土木部「週休 2 日試行工事」実施要領（土木工事編）（令和 6 年（2024 年）3 月 28 日一部改定）の第 5 条（実施方法等）（6）確認の方法に示されているとおり、週休 2 日（現場閉所型）工事においては、「休日（現場閉所）取得計画実績表」を、週休 2 日（交替制）工事においては、「休日取得状況表」を、毎月、監督員が確認することを徹底し、併せて、週休 2 日（現場閉所型）工事における、「休日（現場閉所）取得計画実績表」については、週休 2 日の対象期間を明確にするため、記入例に示されているとおり、「工事着手日」と「作業完了日」の記入の確認を改めて徹底することが考えられる。

## (1) 工事の概要

|      |                                                                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| No.  | 134                                                                                                                   |
| 工事名称 | 本渡港線防災・安全交付金（改築）舗装その6 工事                                                                                              |
| 工種区分 | 舗装工事                                                                                                                  |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・ <u>工事請負事業</u> ・委託事業・その他                                                                                    |
| 担当課  | 天草広域本部土木部 工務第一課                                                                                                       |
| 工事概要 | 施工延長 L=372.7m<br>排水性アスファルト舗装 A=2,510m <sup>2</sup><br>アスファルト舗装 A=634m <sup>2</sup><br>透水性アスファルト舗装 A=144m <sup>2</sup> |
| 工事期間 | 令和4年11月8日～令和5年5月31日                                                                                                   |
| 検査成績 | 80点                                                                                                                   |

## (2) 過去3年間の予算実績推移

(単位：円)

| 年度          | 令和3年度 | 令和4年度          | 令和5年度          |
|-------------|-------|----------------|----------------|
| 契約額         |       | 40,645,000     | 45,717,536     |
| (うち現年度予算額)  | ( )   | ( 40,645,000 ) | ( 0 )          |
| (うち前年度予算額)  | ( )   | ( 0 )          | ( 45,717,536 ) |
| (うち前々年度予算額) | ( )   | ( 0 )          | ( 0 )          |
| 支払済額        |       | 0              | 16,250,000     |
| 現年支払額       |       | 16,250,000     | 29,467,536     |
| 差異(=翌年度繰越額) |       | 24,395,000     | 0              |

## (3) 監査の結果及び意見

|         |                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 指摘・意見区分 | <u>指摘事項</u> ・意見                                                                         |
| 表題      | 電子成果品への確認                                                                               |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③ <u>工事請負、委託などの契約の適切性</u><br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

## &lt;発見した事実もしくは現状&gt;

契約金額の変更の際に受注者から提出された、休日（現場閉所）取得実績表に誤りがあり、

修正していたが、工事完成後の検査時に改めて紙面で提出された休日（現場閉所）取得実績表も修正前のものであった。そのため検査時に提出される電子成果品内のデータも確認したところ、データ自体も修正前のものであった。

#### <問題点>

正しい成果品の提出がなされておらず問題があるといえる。

なお、休日（現場閉所）取得実績表の現場閉所累計と対象期間累計の数値が誤ったままではあったが、修正後も4週8休が達成されることには変わりがないため、結果として契約金額に影響はなかった。

#### <改善策>

一度修正が済んでいるため、検査時にも当然、修正後のものが提出されているとの思い込みから、このような事態が生じたものと考えられる。

少なくとも修正があった箇所については、検査時においても適正に反映されているか否か、確認すべきであったといえる。

## 2. 担当課：道路保全課

### （1）工事の概要

|      |                           |
|------|---------------------------|
| No.  | 3                         |
| 工事名称 | 菊池管内単県道路維持修繕（菊池東工区）委託     |
| 工種区分 | その他の工事                    |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・工事請負事業・委託事業・その他 |
| 担当課  | 県北広域本部土木部 維持管理課           |
| 工事概要 | 年間道路維持修繕業務6路線             |
| 工事期間 | 令和5年2月16日～令和6年3月15日       |
| 検査成績 | 合格（成績評定対象外）               |

### （2）過去3年間の予算実績推移

（単位：円）

| 年度          | 令和3年度 | 令和4年度      | 令和5年度        |
|-------------|-------|------------|--------------|
| 契約額         |       | 14,652,000 | 52,180,420   |
| （うち現年度予算額）  | （ ）   | （ ）        | （37,924,332） |
| （うち前年度予算額）  | （ ）   | （ ）        | （14,256,088） |
| （うち前々年度予算額） | （ ）   | （ ）        | （ ）0         |
| 支払済額        |       |            | 52,180,420   |
| 現年支払額       |       |            | 52,180,420   |

|              |  |  |   |
|--------------|--|--|---|
| 差異 (=翌年度繰越額) |  |  | 0 |
|--------------|--|--|---|

(3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 表題      | 変更契約について                                                                        |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

年間維持業務委託は、契約金額が大幅に増加しても原則として工事期間中に変更契約書は作成されず、終了時に変更契約書が作成されるのみである。当該工事の場合、部分払いを行っているため、契約期間中に変更契約書が作成されているが、仮に、委託先より部分払いの請求がされない場合には変更契約書が作成されない。

|                 |             |            |            |
|-----------------|-------------|------------|------------|
| 委託出来形部分認定書（第1回） |             |            |            |
| A               | 設計委託料       | 34,327,000 |            |
| B               | 出来形委託料      | 27,143,600 |            |
| C               | 出来形歩合（B/A）  | 0.79       |            |
| D               | 業務委託料       | 34,066,827 |            |
| E               | 前回の業務委託料相当額 | 0          |            |
| F               | 今回の業務委託料相当額 | 26,937,322 | （D×C）      |
| G               | 前払金額        | 0          |            |
| H               | 今回の部分払金の額   | 24,243,589 | （F×0.9）    |
| 委託設計変更伺（第1回）    |             |            |            |
| 当初設計金額          | 14,764,200  | 当初契約金額     | 14,652,000 |
| 今回設計金額          | 34,327,700  | 今回契約金額     | 34,066,827 |
| 増額              | 19,563,500  | 増額         | 19,414,827 |

<問題点>

委託先から部分払いの請求が行われない限り、多額の契約金額の変更が生じた場合にも契約終了時まで変更契約書が作成されない。

＜改善策＞

一定の基準を設けて（例えば、当初契約金額より 30%以上増減した場合、または当初契約金額が 30,000 千円以上増減した場合など）、必要な場合には適時に変更契約書を作成することが望ましい。

（１）工事の概要

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| No.  | 9                                  |
| 工事名称 | 覚井一武線（球磨大橋）災害復旧検討（橋梁）委託            |
| 工種区分 | 委託                                 |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・工事請負事業・ <u>委託事業</u> ・その他 |
| 担当課  | 県南広域本部球磨地域振興局土木部 維持管理調整課           |
| 工事概要 | 災害復旧検討業務（橋梁） 1 式                   |
| 工事期間 | 令和 4 年 12 月 5 日～令和 5 年 11 月 30 日   |
| 検査成績 | 82 点                               |

（２）過去 3 年間の予算実績推移

（単位：円）

| 年度           | 令和 3 年度 | 令和 4 年度      | 令和 5 年度      |
|--------------|---------|--------------|--------------|
| 契約額          |         | 29,700,000   | 47,089,209   |
| （うち現年度予算額）   | （ ）     | (29,700,000) | (20,443,386) |
| （うち前年度予算額）   | （ ）     | （ ）          | (23,645,823) |
| （うち前々年度予算額）  | （ ）     | （ ）          | （ ）          |
| 支払済額         |         |              | 3,000,000    |
| 現年支払額        |         | 3,000,000    | 44,089,209   |
| 差異 (=翌年度繰越額) |         | 26,700,000   |              |

（３）－①監査の結果及び意見

|         |                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・ <u>意見</u>                                                                         |
| 表題      | 随意契約について                                                                                |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③ <u>工事請負、委託などの契約の適切性</u><br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

＜発見した事実もしくは現状＞

当該委託は随意契約となっており、随意契約理由書によれば、随意契約の根拠及び随意契約の理由は以下のとおりである。

(随意契約の根拠)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)

(随意契約の理由)

令和 4 年 9 月 18 日台風 14 号に伴う豪雨により覚井一武線（球磨大橋）が被災したため、通行止めとなっているが、本路線は錦町の中心部の一武地区と球磨川を挟んだ木上地区を繋ぐ重要な道路であり、また学校の通学路にもなっていることから、早期復旧を地元は強く望まれている。

このことから、本橋梁の復旧について早急に検討を行う必要があるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定に基づき、随意契約により実施したい。

＜問題点＞

緊急性があるという理由で随意契約としているが、当該委託は台風災害により通行ができなくなった球磨大橋の災害復旧検討（新橋の設計ルートなど）であり、当該委託だけでも 1 年を要しており、最終的な新橋の完成までは長期間を要するものである。

随意契約とするほどの緊急性があるかどうか、より慎重な検討が必要であったと思われる。

＜改善策＞

地方自治法においては、地方公共団体の契約方法は一般競争入札が原則とされており、その例外として地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号の規定に該当する場合に限り、随意契約が認められている。

随意契約はあくまで例外であり、原則は一般競争入札であることに鑑み、随意契約を行うにあたっては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号の規定に照らし、問題がないか十分に検討してから行うことが望まれる。

（３）－②監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 表題      | 随意契約における見積期間について                                                        |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性 |

|  |      |
|--|------|
|  | ⑤その他 |
|--|------|

＜発見した事実もしくは現状＞

随意契約理由書によれば、業者選定理由は以下のとおりである。

本橋梁の災害調査の実績がある業者及び過去に球磨管内における橋梁点検の実績があるなど、迅速に対応できる下記業者へ見積りを依頼したい。

A社

B社

C社

これを受け、3社に見積依頼を行っており、見積書依頼日、見積書締切日、開札日は以下のとおりである。

見積書依頼日 令和4年11月29日

見積書締切日 令和4年12月2日

開札日 令和4年12月1日

3社の見積金額は

A社 27,000,000円

B社 27,136,000円

C社 27,136,000円

となっており、A社が落札している。

また、予定価格は事前に公表されているが、B社及びC社の2社の見積金額は事前に公表されている予定価格と同額となっている。

＜問題点＞

随意契約については見積期間についての定めが存在しないが、見積書依頼日から締切日まで4日間しか確保されておらず、十分ではない。

この点、指名競争入札の見積期間については熊本県会計規則第91条第3項（委託に係る見積期間について）で規定されている。

指名通知は、入札期日の前日から起算して少なくとも7日前までにしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を短縮することができる。

＜改善策＞

随意契約の場合にも一定の期間を確保するよう、極力努めることが望まれる。

(1) 工事の概要

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| No.  | 10                                 |
| 工事名称 | 多良木停車場線他 7 路線単県道路維持修繕委託            |
| 工種区分 | その他の工事                             |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・工事請負事業・ <u>委託事業</u> ・その他 |
| 担当課  | 県南広域本部球磨地域振興局土木部 維持管理調整課           |
| 工事概要 | 道路維持修繕 1 式                         |
| 工事期間 | 令和 5 年 3 月 16 日～令和 6 年 3 月 19 日    |
| 検査成績 | 合格                                 |

(2) 過去 3 年間の予算実績推移

(単位：円)

| 年度          | 令和 3 年度       | 令和 4 年度       | 令和 5 年度       |
|-------------|---------------|---------------|---------------|
| 契約額         | 36,413,481    | 56,383,193    | 52,208,624    |
| (うち現年度予算額)  | ( 36,413,481) | ( 56,383,193) | ( 52,208,624) |
| (うち前年度予算額)  | ( )           | ( )           | ( )           |
| (うち前々年度予算額) | ( )           | ( )           | ( )           |
| 支払済額        |               |               |               |
| 現年支払額       | 36,413,481    | 56,383,193    | 52,208,624    |
|             |               |               |               |

(3) 監査の結果及び意見

|         |                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・ <u>意見</u>                                                                         |
| 表題      | 経費内訳書について                                                                               |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③ <u>工事請負、委託などの契約の適切性</u><br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

当該工事は当初契約金額 15,818,000 円から変更契約金額 52,208,624 円へと 36,390,624 円増額となっている。

変更理由書の記載は以下のとおりである。

(変更契約書 契約日 令和 6 年 3 月 19 日)

本業務は、多良木町内の国・県道において道路利用者(車両・歩行者)の安全を確保する

|                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目的で道路管理施設の適切な管理を行い、適宜維持修繕作業を行うものである。</p> <p>変更理由</p> <p>①6月～7月の梅雨前線豪雨において、崩土による側溝の土砂詰まりが多く確認され、清掃作業が必要となったため、崩土の除去及び側溝清掃等を追加で行いたい。</p> <p>②その他道路パトロールにて確認された異常については道路利用者の安全を確保するうえで緊急な対応が必要であるため、本業務に追加したい。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

提出された作業日報に基づいて担当課で作成した経費内訳書では、道路パトロール費が、当初設計額 132,000 円から変更設計額 10,978,072 円と 10,846,072 円の大幅な増額となっており、契約金額が増加した大きな要因となっている。

#### <問題点>

契約金額の変更理由からは道路パトロール費が当初設計額 132,000 円から変更設計額 10,978,072 円と 10,846,072 円の大幅な増額となる理由は見当たらない。

この点、経費内訳書を精査すると、実際には道路パトロール費が大幅に増加しているわけではなく、本来、落石、崩土除去等の項目で集計すべきものを道路パトロール費で集計していることによる。

#### <改善策>

落石、崩土除去等の作業に要した費用については、本来計上すべき項目に適切に計上することが望ましい。

#### (1) 工事の概要

|      |                                               |
|------|-----------------------------------------------|
| No.  | 13                                            |
| 工事名称 | 国道 266 号（道目木隧道）防災安全交付金（TN照明更新）工事              |
| 工種区分 | 照明設備工                                         |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・ <b>工事請負事業</b> ・委託事業・その他            |
| 担当課  | 天草広域本部土木部 維持管理課                               |
| 工事概要 | 施工延長 L=234m<br>トンネル照明更新 N=56 基<br>坑外灯更新 N=3 基 |
| 工事期間 | 令和 5 年 2 月 27 日～令和 5 年 11 月 17 日              |
| 検査成績 | 83 点                                          |

## (2) 過去3年間の予算実績推移

(単位:円)

| 年度          | 令和3年度 | 令和4年度          | 令和5年度          |
|-------------|-------|----------------|----------------|
| 契約額         |       | 51,370,000     | 52,462,491     |
| (うち現年度予算額)  | ( )   | ( 51,370,000 ) | ( 0 )          |
| (うち前年度予算額)  | ( )   | ( 0 )          | ( 52,462,491 ) |
| (うち前々年度予算額) | ( )   | ( 0 )          | ( 0 )          |
| 支払済額        |       | 0              | 0              |
| 現年支払額       |       | 0              | 52,462,491     |
| 差異(=翌年度繰越額) |       | 51,370,000     | 0              |

## (3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 表題      | 設計金額の算定について                                                                     |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

## &lt;発見した事実もしくは現状&gt;

当該工事は、当初契約金額 51,370,000 円から変更契約金額 52,462,491 円へと契約変更が行われており、変更理由書の記載は以下のとおりである。

変更理由書 (変更契約日 令和5年11月13日)

変更理由

- ①最新資材単価への変更
- ②坑外灯支柱、照明分電盤の塗装色変更
- ③ハンドボール嵩上げ工の追加
- ④樹木伐採の追加

③の坑外灯支柱、照明分電盤の塗装色変更について受注者が工事打合せ簿を作成しており内容は以下のとおりである。

坑外灯、照明分電盤の仕上げに関して、設計図書には溶融亜鉛メッキ仕上げと記載がありますが、塗装色について指定はなかったでしょうか。

これに対して変更理由書では

天草地域における公共施設の景観配慮の取り決めに基づき、坑外灯支柱、照明分電盤の塗装色を、環境色（ダークブラウン）に変更したいとされている。（増加額 50 万円）  
（注）天草地域における公共施設の景観配慮の取り決めは県が策定しているものである。

<問題点>

当初設計金額算定時に坑外灯支柱、照明分電盤の塗装色（ダークブラウン）は判明していたと思われるが、設計金額に反映されていない。

<改善策>

設計金額算定時には、該当する項目を漏れなく計上する必要がある。

（１）工事の概要

|      |                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------|
| No.  | 15                                                            |
| 工事名称 | 天草管内広域連携交付金（交通安全）道路設備工事                                       |
| 工種区分 | 道路設備工                                                         |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・工事請負事業・委託事業・その他                                     |
| 担当課  | 天草広域本部土木部 維持管理課                                               |
| 工事概要 | 風速観測装置 N＝2 基<br>風速表示装置 N＝4 基<br>道路情報カメラ N＝2 基<br>遠方監視制御装置 1 式 |
| 工事期間 | 令和 5 年 2 月 17 日～令和 5 年 9 月 29 日                               |
| 検査成績 | 75 点                                                          |

（２）過去 3 年間の予算実績推移

（単位：円）

| 年度          | 令和 3 年度 | 令和 4 年度        | 令和 5 年度        |
|-------------|---------|----------------|----------------|
| 契約額         |         | 67,034,000     | 74,788,654     |
| （うち現年度予算額）  | （ ）     | （ 67,034,000 ） | （ 0 ）          |
| （うち前年度予算額）  | （ ）     | （ 0 ）          | （ 74,788,654 ） |
| （うち前々年度予算額） | （ ）     | （ 0 ）          | （ 0 ）          |
| 支払済額        |         | 0              | 0              |
| 現年支払額       |         | 0              | 74,788,654     |
| 差異（＝翌年度繰越額） |         | 67,034,000     | 0              |

（３）監査の結果及び意見

|         |         |
|---------|---------|
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見 |
|---------|---------|

|      |                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 表題   | DX 推進における費用対効果の測定について                                                           |
| 監査要点 | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

#### <発見した事実もしくは現状>

くまもと DX グランドデザインでは、デジタル化による変革（デジタル・トランスフォーメーション、以下「DX」という）の推進は、熊本県が目指す未来の姿（将来ビジョン）を実現するための最も重要な「手段」とされており、7つのビジョン実現に向けた方向性を示している。

このうち、5-1.全県民による防災運動の強化として、災害リスク情報の浸透、県民・事業者の防災意識の醸成を挙げており、より具体的にライブカメラやSNS、デジタルマップなど防災情報の伝達手段を多様化するとともに、過去の災害情報とデジタル技術を活用して、災害発生前から防災情報を県民・事業者に浸透させる取り組みを進めるとしている。

このような県の方針のもと、当該工事は行われており、起工理由書には以下のとおり記載されている。

一般国道 266 号は、天草市を起点とし宇城市を經由して熊本市に至る主要幹線道路である。本路線は天草地方の経済活動を担うとともに、観光地域へのアクセス道路としての役割を果たす重要な路線である。

特に 1 号橋（天門橋）と 5 号橋（松橋橋）においては、異常気象時（強風）に全面通行止めとなるため、道路利用者にとって大きな影響を与えることから、リアルタイムによる風速などの道路情報提供は必要不可欠となっている。

今回、風速を表示する情報表示装置及び風速計が通信方法の変更により現行機器が利用できなくなるため、機器の更新を行うものである。

また、リアルタイムによる道路状況（通行止めの状況など）の情報提供を目的として、今回、1 号橋と 5 号橋付近に WEB カメラの設置を行いたい

#### <問題点>

当該工事は上記の「くまもと DX グランドデザイン」に沿ったものであり、また現状では、風速を測定するためには担当者が片道 1 時間かけ天草広域本部から 1 号橋（天門橋）や 5 号橋（松橋橋）に行き、現地で風速を測定する必要があること、強風時には担当者による測定が困難であるなどの問題を解決することもできる。

他方、必要な投資額も 74,788,654 円と多額にのぼっており、今後のランニングコストの発生も予想される。

このような工事（設備投資）を行う場合には、投資額とそれによって得られる便益を比較検討することが望まれるが、行われていない。

また、くまもと DX グランドデザインでも言及されているように、DX の推進はあくまで「手段」であり、「目的」ではない。くまもと DX グランドデザインで示されているのはあくまで方向性であり、個々の事業実施に当たっては費用対効果の検討が期待される。

#### <改善策>

当該工事が災害発生前から防災情報を県民・事業者に浸透させる取り組みにどれほど貢献するか、職員の業務がどれほど効率化されるかなどの観点から投資額に見合う便益が得られるか比較検討することが望まれる。

また、その際には、測定の困難さの解消や、担当者の安全確保などに対する効果も含めて検討することが期待される。

#### （１）工事の概要

|      |                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| No.  | 28                                                                                  |
| 工事名称 | 川尻宇土線（大坪橋）やさしい道づくり工事                                                                |
| 工種区分 | 道路改良                                                                                |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・ <u>工事請負事業</u> ・委託事業・その他                                                  |
| 担当課  | 県央広域本部宇城地域振興局土木部 維持管理調整課                                                            |
| 工事概要 | 橋梁防護柵工<br>施工延長 L=13.6m<br>張出地覆工 14.5m<br>橋梁高欄工 15.0m<br>アスファルト舗装工 64 m <sup>2</sup> |
| 工事期間 | 令和4年11月18日～令和5年11月10日                                                               |
| 検査成績 | 81点                                                                                 |

#### （２）過去3年間の予算実績推移

（単位：円）

| 年度          | 令和3年度 | 令和4年度        | 令和5年度        |
|-------------|-------|--------------|--------------|
| 契約額         | 0     | 39,270,000   | 73,297,089   |
| （うち現年度予算額）  | (0)   | (39,270,000) | (26,104,923) |
| （うち前年度予算額）  | (0)   | (0)          | (47,192,166) |
| （うち前々年度予算額） | (0)   | (0)          | (0)          |
| 支払済額        |       | 0            | 0            |
| 現年支払額       | 0     | 0            | 73,297,089   |

|              |   |            |   |
|--------------|---|------------|---|
| 差異 (=翌年度繰越額) | 0 | 39,270,000 | 0 |
|--------------|---|------------|---|

(3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 表題      | 設計段階における関係団体との協議について                                                            |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

当初の契約金額から最終の契約額が大幅に増加（当初 39,270 千円⇒最終 73,297 千円）している。要因としては、主に交通誘導員の工数が当初設計時よりも大幅に増加したためである。

交通誘導員の工数については、当初は昼間のみを見込んでおり、夜間は信号機設置により設計を実施している。実施段階となり、警察や地元との協議を実施したところ、工事実施場所は宇土駅近くで交通量が多く、朝や夕方は特に通勤、通学の自転車や歩行者も多数通行するため、安全を確保するよう要望された。このため誘導員配置の時間が増加した。また、契約期間が数回に渡って延びてしまったことも拍車をかける形となった。

なお当該事業の担当者にヒアリングしたところ、事前に警察などと協議しなければならないと定められてはいないが、発注前に警察などと協議して進める場合もあるとのことであった。

<問題点>

今回の工事については、元々交通量が多い道路で、橋の部分について歩道が整備されていないため計画された工事である。発注準備段階で地元や警察との協議を実施していればここまで大きく金額が変動することはなかったと考えられる。

また、今回の案件では、総合評価落札方式の形式区分が簡易Ⅰ型で実施されているが、簡易Ⅱ型によって実施されるべきであった可能性がある。

したがって、当初想定し得ない事象によって設計が変更となることはやむを得ないが、契約金額が大幅に変わるような事態は、最適な業者選定の観点から避けるべきであり、発注準備段階で事前に関係各所との協議を十分に実施し、当初設計に現場状況を反映させる必要があると考えられる。

＜改善策＞

入札方式の決定と最適な業者選定を確保する必要から、発注準備段階で十分に現地状況を把握し、関係各所と事前協議を行った結果を当初設計金額に反映させ、特記仕様書に施工条件明示を行うことが望ましい。

(1) 工事の概要

|      |                                            |
|------|--------------------------------------------|
| No.  | 31                                         |
| 工事名称 | 宮原五木線（A280）道路土砂災害対策補助（防災）その2工事             |
| 工種区分 | 一般土木工事                                     |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・工事請負事業・委託事業・その他                  |
| 担当課  | 県南広域本部球磨地域振興局土木部 維持管理調整課                   |
| 工事概要 | 落石防護柵工<br>施工延長 21.3m<br>高エネルギー吸収型落石防護柵 20m |
| 工事期間 | 令和5年3月28日～令和5年11月14日                       |
| 検査成績 | 78点                                        |

(2) 過去3年間の予算実績推移

(単位：円)

| 年度          | 令和3年度 | 令和4年度        | 令和5年度        |
|-------------|-------|--------------|--------------|
| 契約額         |       | 35,200,000   | 41,699,178   |
| (うち現年度予算額)  | ( )   | (35,200,000) | (0)          |
| (うち前年度予算額)  | ( )   | (0)          | (41,699,178) |
| (うち前々年度予算額) | ( )   | (0)          | (0)          |
| 支払済額        |       | 0            | 0            |
| 現年支払額       |       | 0            | 41,699,178   |
| 差異(=翌年度繰越額) |       | 35,200,000   | 0            |

(3) 監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 一般競争入札参加資格について                                                                  |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

「No31 宮原五木線（A280）道路土砂災害対策補助（防災）その2工事」と「No34 宮原五木線（A280）道路土砂災害対策補助事業（防災）工事」はいずれも、防災点検において、要対策箇所位置付けられ、落石発生の恐れがある箇所において落石予防工事（高エネルギー落石防護柵）を行うものであり、一般競争入札（総合評価）が行われている。

入札状況は以下のとおりである。

| No31 宮原五木線（A280）道路土砂災害対策補助（防災）その2工事 |            |          |    |
|-------------------------------------|------------|----------|----|
| 工期 令和5年3月28日から令和5年11月14日            |            |          |    |
| 入札者名                                | 入札金額       | 評価値      | 落札 |
| A社                                  | 32,000,000 | 390.0625 | ○  |
| B社                                  | 32,400,000 | 379.9691 |    |
| No34 宮原五木線（A280）道路土砂災害対策補助事業（防災）工事  |            |          |    |
| 工期 令和5年10月17日から令和6年3月22日            |            |          |    |
| 入札者名                                | 入札金額       | 評価値      | 落札 |
| B社                                  | 40,600,000 | 309.3103 | ○  |
| A社                                  | 41,100,000 | 297.6399 |    |

<問題点>

2社入札しているため、一般競争入札の成立要件は満たしているが、同種の工事に同じ会社に参加しており、競争原理が十分に働いているか疑問である。

<改善策>

一般競争入札参加資格において、営業所の所在地は「球磨地域振興局内に主たる事業所を有すること」とされていることが、入札参加者を2社に留める原因の一つと考えられる。

地域要件を緩和して入札参加企業の増加を図ることが望ましい。

（1）工事の概要

|      |                           |
|------|---------------------------|
| No.  | 35                        |
| 工事名称 | 国道325号防災安全交付金（交通安全）工事     |
| 工種区分 | 道路改良                      |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・工事請負事業・委託事業・その他 |
| 担当課  | 県北広域本部阿蘇地域振興局土木部 維持管理調整課  |

|      |                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 工事概要 | 歩道設置<br>施行延長 186.6m<br>コンクリートブロック積 377m <sup>2</sup><br>側溝 73m<br>舗装工 566m <sup>2</sup> |
| 工事期間 | 令和4年9月26日～令和5年5月10日                                                                     |
| 検査成績 | 78点                                                                                     |

(2) 過去3年間の予算実績推移

(単位：円)

| 年度          | 令和3年度 | 令和4年度        | 令和5年度        |
|-------------|-------|--------------|--------------|
| 契約額         | 0     | 51,535,000   | 56,499,670   |
| (うち現年度予算額)  | (0)   | (51,535,000) | (0)          |
| (うち前年度予算額)  | (0)   | (0)          | (56,499,670) |
| (うち前々年度予算額) | (0)   | (0)          | (0)          |
| 支払済額        |       | 0            | 20,000,000   |
| 現年支払額       | 0     | 20,000,000   | 36,499,670   |
| 差異(=翌年度繰越額) | 0     | 31,535,000   | 0            |

(3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 表題      | 照査項目一覧表のダブルチェックのルールについて                                                         |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

照査項目一覧表は、担当者のチェックと上席者である課長がチェックを実施するルールとなっているが、当日課長が不在だったため、ダブルチェックの課長のサインが漏れている。

書類は課長のチェック後、伺いと一緒に回付され、課長よりも上席である土木副部長や土木部長が承認し、伺いに押印することとなっている。

土木部長の承認があれば決裁可能のため、契約変更は実施可能であるが、課長が不在の場合に、照査項目一覧表のチェックを行う取扱いが示されていない。

<問題点>

ダブルチェックは漏れがないことの確認や誤りを防止するための内部統制として設計されていると考えられるが、課長不在時にダブルチェックが機能しないことが考えられる。

<改善策>

ダブルチェックを適正に機能させるため、課長（担当者）が不在の場合の取扱いを示し、徹底することが望ましい。

（１）工事の概要

|      |                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| No.  | 37                                                                                 |
| 工事名称 | 牛深天草線道路土砂災害対策補助（防災）防護柵その２工事                                                        |
| 工種区分 | 道路法面工                                                                              |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・工事請負事業・委託事業・その他                                                          |
| 担当課  | 天草広域本部土木部 維持管理課                                                                    |
| 工事概要 | 施工延長 L=40m<br>高エネルギー吸収型落石防護柵工 L=40m<br>ロープ伏工 A=87.4m <sup>2</sup><br>ロープ掛工 L=28.6m |
| 工事期間 | 令和５年３月１７日～令和５年１１月２４日                                                               |
| 検査成績 | 80点                                                                                |

（２）過去３年間の予算実績推移

（単位：円）

| 年度          | 令和３年度 | 令和４年度          | 令和５年度          |
|-------------|-------|----------------|----------------|
| 契約額         |       | 38,830,000     | 41,586,709     |
| （うち現年度予算額）  | （ ）   | （ 38,830,000 ） | （ 2,756,709 ）  |
| （うち前年度予算額）  | （ ）   | （ 0 ）          | （ 38,830,000 ） |
| （うち前々年度予算額） | （ ）   | （ 0 ）          | （ 0 ）          |
| 支払済額        |       | 0              | 0              |
| 現年支払額       |       | 0              | 41,586,709     |
| 差異（=翌年度繰越額） |       | 38,830,000     | 0              |

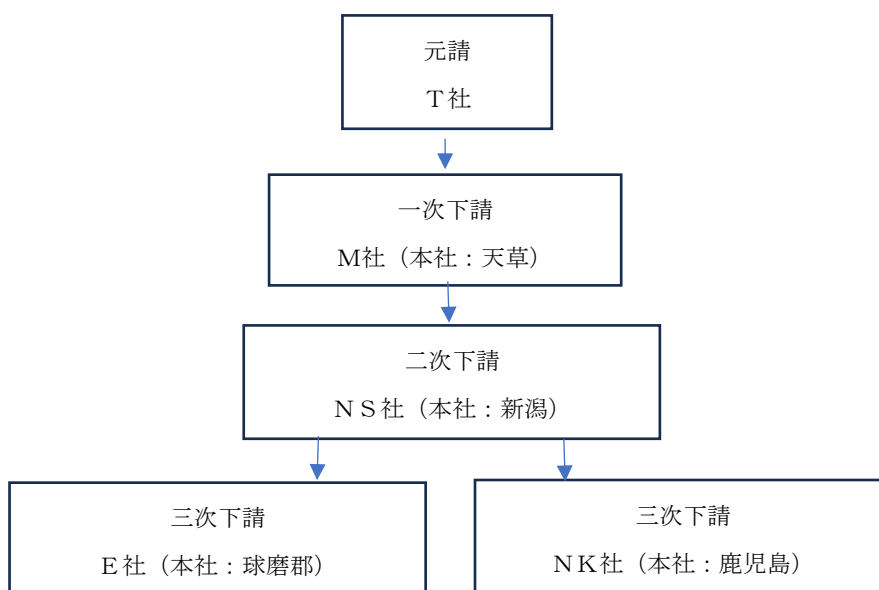
（３）監査の結果及び意見

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                  |
| 表題      | ２次下請け以下の下請け業者選定理由の確認について |

|      |                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 監査要点 | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------|

<発見した事実もしくは現状>

元請け、下請けの関係は下記のとおり。



天草市に所在する一次下請けM社は、下請け契約額の9割程度の価格で県外の業者であるNS社と二次下請け契約を締結している。つまり、ほとんどの業務について下請け業者を使用しているものと推察される。

一方で、元請け会社T社の入札時の総合評価においては、県内事業者を一次下請けとして使うとして加点を得ている。

<問題点>

今回の総合評価の規程においては、一次下請けに地元企業を使用すると加点されるが、二次下請け以降に関する規制はないため、ルールには準拠している。しかしながら、入札時の加点を稼ぐために本来不要な下請け業者を介在させている疑念がある。

<改善策>

再下請けに関しては、事業者の得意分野、不得意分野などの個別の実情も考慮されるべきであり、合理的な理由がある下請けについては認められるべきである。

しかしながら、当該事業のように、不当に入札の点数を高めるような外観を有する下請業

者の使い方については、その防止の観点から一定の制約を課することが望ましいと考えられる。

具体的な対応としては、なぜ下請け業者が必要なのか、なぜ県外の特定の下請け業者でなければならないのか、合理的な理由があることを確認するなどが考えられる。

### (1) 工事の概要

|      |                                                                                                                                                                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| No.  | 43                                                                                                                                                                                                                             |
| 工事名称 | 八代鏡宇土線・大鞘川防災安全交付金（交通安全）（舗装2）工事他合併                                                                                                                                                                                              |
| 工種区分 | 舗装工                                                                                                                                                                                                                            |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・ <u>工事請負事業</u> ・委託事業・その他                                                                                                                                                                                             |
| 担当課  | 県南広域本部土木部 維持管理課                                                                                                                                                                                                                |
| 工事概要 | 施工延長 308.4m<br>・表層工 1112m <sup>2</sup> ・基層工 1112m <sup>2</sup> ・上層路盤工 1095m <sup>2</sup><br>・歩道舗装工（透水性舗装） 648m <sup>2</sup> ・橋面舗装工 384m <sup>2</sup><br>・歩道舗装工（乗入部） 97m <sup>2</sup> ・<br>・切削オーバーレイ（原道擦り付け） 1142m <sup>2</sup> |
| 工事期間 | 令和4年12月14日～令和5年5月8日                                                                                                                                                                                                            |
| 検査成績 | 82点                                                                                                                                                                                                                            |

### (2) 過去3年間の予算実績推移

（単位：円）

| 年度          | 令和3年度 | 令和4年度         | 令和5年度         |
|-------------|-------|---------------|---------------|
| 契約額         |       | 27,720,000    | 29,038,821    |
| （うち現年度予算額）  | （ ）   | （ 27,720,000） | （ 0）          |
| （うち前年度予算額）  | （ ）   | （ ）           | （ 29,038,821） |
| （うち前々年度予算額） | （ ）   | （ ）           | （ ）           |
| 支払済額        |       | 0             | 11,088,000    |
| 現年支払額       |       | 11,088,000    | 17,950,821    |
| 差異（=翌年度繰越額） |       | 16,632,000    | 0             |

### (3) 監査の結果及び意見

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・ <u>意見</u>                            |
| 表題      | 相入札業者への下請けについて                             |
| 監査要点    | ① <u>規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性</u><br>②工事評価の適切性 |

|  |                                           |
|--|-------------------------------------------|
|  | ③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |
|--|-------------------------------------------|

＜発見した事実もしくは現状＞

指名入札により受注したT社は、一次下請業者としてKN社を使用している。

KN社は、今回の工事に係る指名競争入札において熊本県から指名された業者であり、実際に入札に参加している。

＜問題点＞

同じ入札に参加した会社（いわゆる「相指名業者」）を下請けとして使用すること自体は、特段法規制をされていないものの、これを自由に認めてしまうと、入札前に下請負をさせることを約束して、特定の業者が受注するなど、業者間における不正行為が生じる可能性を排除できず、適切な競争が生まれない可能性がある。

＜改善策＞

適切な競争環境を維持するため、相指名業者への下請負は禁止することも考えられる。他の自治体や水道局などの事例では、発注する際に相指名業者の下請負を一切禁止している例が見られた。

一方で、人口規模が小さい市町村などでは、入札不調を起こしてしまうなどの要因から、相指名業者の下請負に係る制限を設けていない自治体も見られた。

熊本県の道路工事についても、地域によっては工事を請負うことができる事業者数が限られる場合もあると想定されることから、一律に禁止することは入札不調を招き、必要な道路工事の進捗を遅らせてしまうことも考えられる。

これらを踏まえると、相指名業者の下請負は望ましくはないが、やむを得ない事情や合理的な理由がある場合はこれを認める取扱いとすることも考えられる。このため、他自治体の制度を研究することで、適切な競争環境の整備に繋がると考える。

（１）工事の概要

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| No.  | 48                                 |
| 工事名称 | 国道 445 号他単県道路維持修繕委託                |
| 工事区分 | 道路維持補修                             |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・工事請負事業・ <u>委託事業</u> ・その他 |
| 担当課  | 担当課：県南広域本部土木部 維持管理課                |
| 工事概要 | 道路維持補修                             |

|      |                                |
|------|--------------------------------|
|      | 委託延長 63.4 k m<br>・道路維持補修業務 1 式 |
| 工事期間 | 令和 5 年 3 月 6 日～令和 6 年 3 月 29 日 |
| 検査成績 | 合格                             |

(2) 過去 3 年間の予算実績推移

(単位：円)

| 年度           | 令和 3 年度 | 令和 4 年度    | 令和 5 年度       |
|--------------|---------|------------|---------------|
| 契約額          |         | 19,085,000 | 51,442,039    |
| (うち現年度予算額)   | ( )     | ( 0)       | ( 27,619,886) |
| (うち前年度予算額)   | ( )     | ( )        | ( 23,822,153) |
| (うち前々年度予算額)  | ( )     | ( )        | ( )           |
| 支払済額         |         | 0          | 0             |
| 現年支払額        |         | 0          | 51,442,039    |
| 差異 (=翌年度繰越額) |         | 0          | 0             |

(3) 監査の結果及び意見

|         |                                                                                           |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                                   |
| 表題      | インフラ維持・修繕に関する契約方法の見直しについて                                                                 |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他（契約方法の見直し） |

<発見した事実もしくは現状>

熊本県では、道路の維持修繕に関し、各地域振興局管内の地域を更に分割し、その地域ごとに毎年度、指名競争入札により委託業者を選定している。

この方法によった場合、上記のとおり契約金額が小さくなることから業者として受注するメリットが薄く、かつ、緊急時に即応できる体制を確保する必要があるなど負担感も大きい。

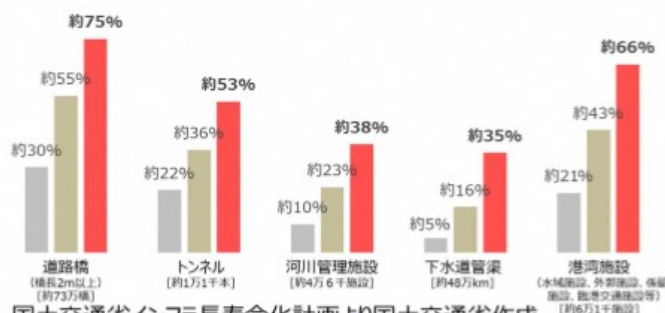
国土交通省においても、インフラメンテナンスに関する問題への対応策として、「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」を公表しており、その中でインフラメンテナンスに関する問題点の改善策が提案されている。公開されている資料から一部抜粋すると以下のような問題点が提示されている。

- 我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化が進むことが懸念されています。今後、**建設後 50 年以上経過する施設の割合は加速度的に大きくなる見込み**であり、一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められています。

図表 3-1 建設後 50 年以上経過する社会資本施設

○今後、**建設後 50 年以上経過する社会資本の割合が加速度的に増加。**

■ 2020年3月 ■ 2030年3月 ■ 2040年3月



資料) 国土交通省インフラ長寿命化計画より国土交通省作成

- また、近年、自然災害等が激甚化・頻発化、あるいは切迫しているなど、**災害リスクの増大**が課題になっており、防災性の確保、向上の観点からもインフラの適切な維持管理・更新の必要性が高まっています。

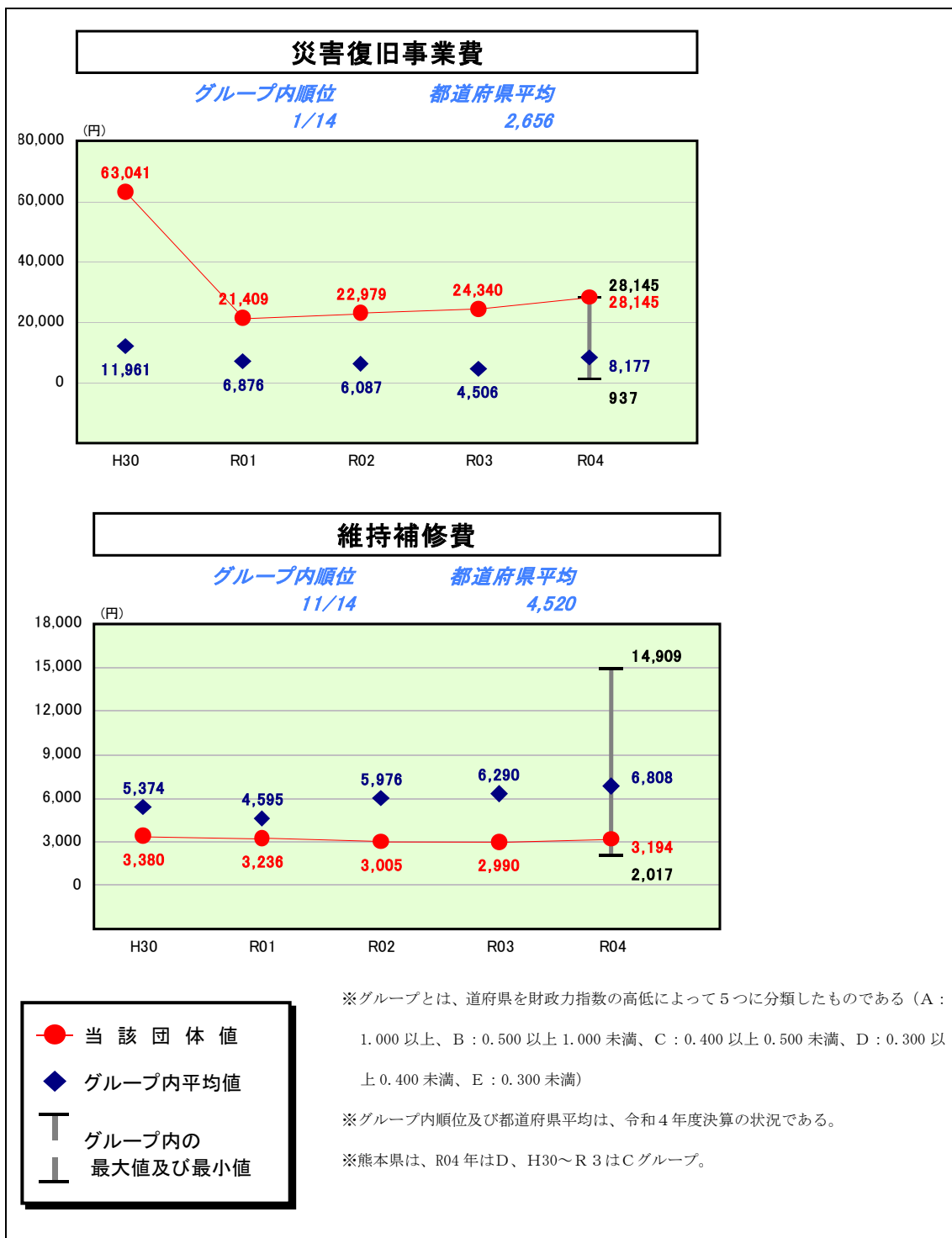
図表 3-2 災害リスクの増大



資料) 国土交通白書 2021

(出所：国土交通省の HP 上「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」([https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03\\_hh\\_000294.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000294.html)) より抜粋。)

インフラの老朽化と、災害リスクの増大により、インフラメンテナンスの件数、規模は今後も増加することが見込まれる。

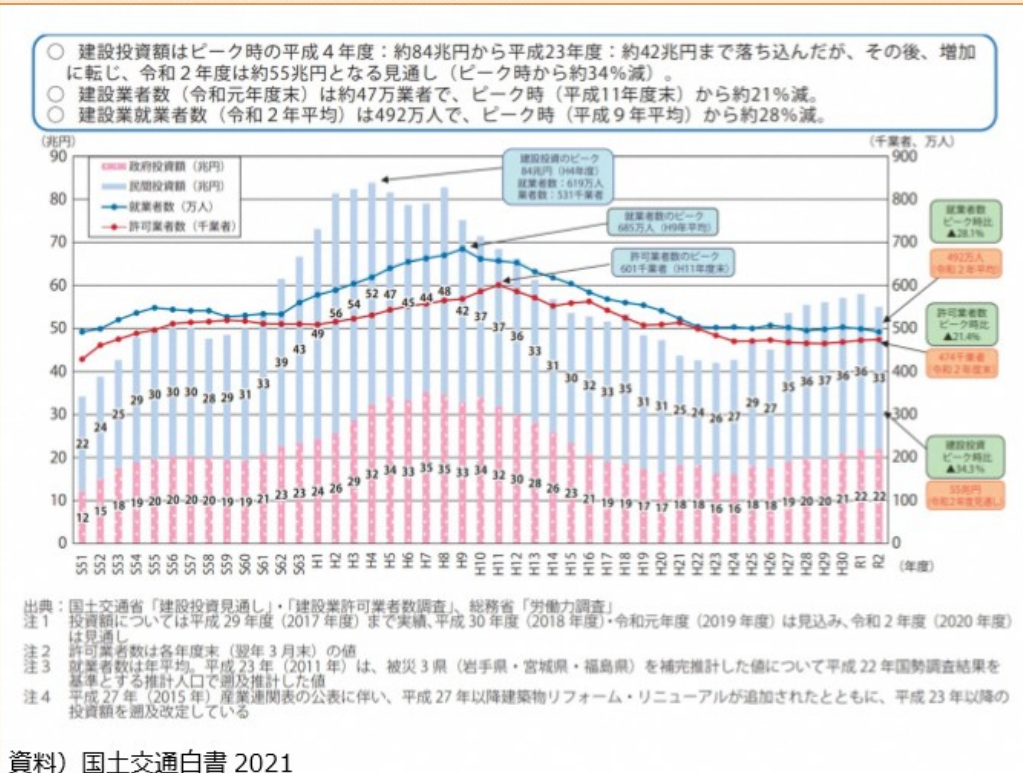


（出所：熊本県「令和4年度財政状況資料集」  
 （URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/7/199810.html>）内の「都道府県性質別歳出決算分析表（住民一人当たりのコスト）」より、一部編集のうえ抜粋。）

熊本県においても、過去5年間災害復旧費、維持補修費は横ばいか、漸増傾向にある。

- 地域における建設業は、インフラの維持管理の担い手であり、「地域の守り手」として極めて重要な役割を担っていますが、建設業の現場では、**担い手の高齢化**が進んでおり、将来的な担い手の確保が課題となっています。建設業就業者数は近年、横ばいで推移していますが、今後、高齢者の大量離職が見込まれており、建設産業が地域の守り手として持続的に役割を果たしていくためには、引き続き、若者をはじめとする担い手の確保・育成を図るとともに、働き方改革に取り組んでいくことが重要です。

図表 3-4 建設投資、許可業者及び就業者数の推移



（出所：国土交通省のHP上で公開されている「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」([https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03\\_hh\\_000294.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000294.html))より抜粋。）

また、メンテナンスを請け負う建設業については、業者数及び従事者数は全国的にみて減少しており、以前のようにメンテナンスに経営資源を割く余裕がなくなってくることが想定される。

道路の保守・修繕に関しては、経済性もさることながら、災害などが発生した場合には2次被害を防止するために即応性も求められる。

熊本県の場合、より即応性を重視して、県内の各地域振興局内をさらに複数の地域に分け、当該地域ごとに維持修繕の業者を指名競争入札のうえ選定する方式をとり、災害発生時には機動的に対処できるようにしている。

経済性を求めるならば、1契約当たりの管轄地域を広げ、契約金額を大きくした方が、ス

ケールメリットが得られる可能性が高まる。反面、1 業者当たりの受け持ち地域が広がると災害時の即応性が落ちる。また、1 度の災害で複数個所の補修が必要となった場合、そもそも 1 業者では対応ができないことも考えられる。

#### <問題点>

現在のように、地域を細分化して指名競争入札により業者を募集する方法を継続した場合、応札業者が不足し不調に終わる、もしくは、応札業者が極端に少なく実質的に競争が働かないといった事態が生じることが今後予想され、これまでどおりの契約方法では道路の維持修繕が行き届かなくなる可能性がある。

また、1 つの地域振興局内で複数の契約を結ぶ必要があることから、契約事務の手続がその分増えることになっており、手続に係る手間とコストがかさんでいる。

#### <改善策>

1 契約により業者に任せる担当地域を広くすることで、契約金額を大きくし、競争が働きやすくするとともに、契約事務の手間を減らすことができる。県全体でみた場合、令和 5 年度において維持修繕に関する業務委託契約は、確認できるだけでも熊本県全体で 118 本、契約金額ベースで 1,289 百万円あり、これを包括的に委託する業務とすれば、契約金額も大きくなり、契約事務の手間も 1 件のみで済む。

県全体を 1 つにまとめるのが難しいとしても、例えば地域振興局ごとにまとめて発注することも考えられる。

いずれの場合においても、担当地域が広くなりすぎて、即応性が落ちないよう、以下のような条件を付すことが考えられる。

- ① 契約相手先は、契約担当区域内で営業区域の重ならない、複数の業者による JV（共同企業体）、もしくは事業組合とする。
- ② JV 内の各事業者の担当区域に偏りがないようにし、県下全域の道路につき、一定の時間内に対応が取れる体制をとるとともに、負担が特定の企業に集中しないようにする。
- ③ JV の主幹事社を定め、県からの指揮命令及び工事完了後の報告は当該主幹事社がまとめて受けるようにする。
- ④ 緊急時の対応については県の指揮命令を受けた主幹事社から、JV 内の業者で要対応個所に近い業者から順に連絡を取り、対応を依頼する。また、災害などにより担当区域の業者だけでは緊急対応が取れない場合は、県の指示に基づき他地域からの応援ができるようにする。
- ⑤ 緊急でない保守業務に関しても、JV 内の業者間で業務の繁閑などを考慮したうえで、②に反しない範囲で担当区域を越えて分担・調整することを認める。

### 3. 担当課：都市計画課

#### (1) 工事の概要

|      |                                                                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| No.  | 137                                                                                                           |
| 工事名称 | 益城中央線交通安全対策補助（福富地区改良その9）工事                                                                                    |
| 工種区分 | 道路改良                                                                                                          |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・ <u>工事請負事業</u> ・委託事業・その他                                                                            |
| 担当課  | 県央広域本部土木部 益城復興事務所 街路工務課                                                                                       |
| 工事概要 | 施工延長 153.3m、側溝工（歩車道部） 98.3m、<br>管路工（通信） 2943.5m、管路工（電力） 2108.0m、<br>プレキャストボックス工（通信） 4個、<br>プレキャストボックス工（電力） 2個 |
| 工事期間 | 令和4年10月21日～令和5年3月26日                                                                                          |
| 検査成績 | 81点                                                                                                           |

#### (2) 過去3年間の予算実績推移

（単位：円）

| 年度          | 令和3年度 | 令和4年度         | 令和5年度         |
|-------------|-------|---------------|---------------|
| 契約額         | 0     | 154,550,000   | 218,082,032   |
| （うち現年度予算額）  | （ 0）  | （154,550,000） | （ 50,947,979） |
| （うち前年度予算額）  | （ 0）  | （ 0）          | （167,134,053） |
| （うち前々年度予算額） | （ 0）  | （ 0）          | （ 0）          |
| 支払済額        |       | 0             | 61,800,000    |
| 現年支払額       | 0     | 61,800,000    | 156,282,032   |
| 差異（=翌年度繰越額） | 0     | 92,750,000    | 0             |

#### (3) ①監査結果及び意見

|         |                                                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・ <u>意見</u>                                                                                 |
| 表題      | 4週8休工事達成条件の確認について                                                                               |
| 監査要点    | ① <u>規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性</u><br>②工事評価の適切性<br>③ <u>工事請負、委託などの契約の適切性</u><br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

当該工事は週休2日試行工事の対象工事であり、入札公告において以下のとおり条件が

付されている。

#### 週休二日工事

本工事は、週休2日試行工事の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。入札に当たっては、「4週8休」の実施予定の有無にかかわらず、「4週8休」の実施を前提とした積算により応札すること。

受注者は、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で監督員と協議を行うこと。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

上記のとおり、「4週8休」を達成するか否かにより、請負工事代金が減額補正となる仕様となっている。

補正幅は各工事の作業内容ごとに細かく設定されており、4週8休の要件を満たした場合、満たさなかった場合と比較して、作業内容ごとに1.01～1.05倍の補正がかかる仕様となっている。

契約額の算定に当たっては「4週8休」を達成しているものとして計算が行われ、工事完了時にこれを満たしていなかった場合減額する、という仕様になっている。補正倍率の中央値である1.03が補正の平均値と仮定すると、条件を達成しなかった場合、当初契約金額から約3%減額されることになる。

#### <問題点>

「4週8休」の達成状況の確認方法としては、業者から提出された現場事務所の休業日数をもとに判断しているが、当該報告内容の適切性について県が確認する仕組みとなっていない。したがって、誤って休業日数が多く報告された場合、条件達成・未達の判断に影響が及ぶ可能性がある。

#### <改善策>

「4週8休」の達成状況の報告を担保するため、監督員は、熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領に基づき、受注者に施工計画書提出時の休日（現場閉所）取得計画実績表の提出と、毎月の休日（現場閉所）取得計画実績表の提出を行わせ、休日の実施状況を確認することを徹底するとともに、報告に疑義がある場合は、必要に応じて、現場の稼働状況をヒアリングなどにて確認し、是正を勧告するといった対策が考えられる。

なお、同様の事例は、今回監査対象とした複数の工事で確認されたため、土木部全体で同様の対策を講じることが望まれる。

(3) - ②監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 表題      | 個人情報の取り扱いについて                                                                               |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他（個人情報の取得・管理） |

<発見した事実もしくは現状>

工事契約先の業者において従事する職員につき、土木施工管理技士、監理技術者資格などを有する者を特定する場合に、当該職員の資格証明書と合わせて、当該職員が実際に契約先と契約しているかなどの個人確認のため、健康保険証などが提出されている。

この際、<熊本県発注工事における施工体制台帳等の提出書類チェックリスト>において、提出時の留意事項として以下の記載がある。

D 元受けの主任（監理）技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し  
 ※健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号はマスキングを施すこと）等

なお、健康保険法(大正 11 年 4 月 22 日 法律第 70 号)では以下のように規定されている。

(被保険者等記号・番号等の利用制限等)

第九十四条の二 厚生労働大臣、保険者、保険医療機関等、指定訪問看護事業者その他の健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため保険者番号及び被保険者等記号・番号(以下この条において「被保険者等記号・番号等」という。)を利用する者として厚生労働省令で定める者(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)は、当該事業又は事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

2 厚生労働大臣等以外の者は、健康保険事業又は当該事業に関連する事務の遂行のため被保険者等記号・番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者又は当

該者以外の者に係る被保険者等記号・番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、被保険者等記号・番号等を告知することを求めるとき。

実際の提出資料を確認したところ、健康保険被保険者証の写しについて、被保険者記号・番号のマスキングが漏れているものが確認された。

#### <問題点>

健康保険法では、本来の目的以外で被保険者記号・番号を求めることは禁じられている。県の提出書類チェックリストでは、雇用関係を示す書類として健康保険証を提出する場合は、当該箇所をマスキングすることを求めているものの、実際にはマスキングせずに提出があり、これを取得している。

そのほか、「契約者と職員の雇用関係を確認する」という主旨には関係のない、職員の住所などについても把握できる状態で取得している事例があった。

#### <改善策>

公的証明書に基づき本人確認を行う場合、確認に不要な情報も含まれる場合がある。当該情報が、個人の住所、電話番号などプライバシーに関連する情報である場合、また、個人番号、被保険者記号・番号など法律で取得、もしくは告知を求めることが制限されている情報である場合、取得自体が問題となるばかりではなく、何らかの事故で外部に漏出した場合、個人情報保護の観点から問題となる。

公的証明書の写しなどを取得する場合には、不要な情報が残っていないか、法律上取得が制限されているものではないかを確認したうえで、不要な情報が残った状態で提出された書類については適切に削除をしたうえで取得、保管すべきである。

なお今回監査対象とした他の複数の工事においても、同様の事例が確認されたため、土木部全体としてルール周知徹底を図ることが必要である。

#### (1) 工事の概要

|      |                                            |
|------|--------------------------------------------|
| No.  | 141                                        |
| 工事名称 | 益城中央線交通安全対策補助（広崎地区改良その19）工事                |
| 工種区分 | 道路改良                                       |
| 事業種別 | 補助金、負担金事業・ <u>工事請負事業</u> ・委託事業・その他         |
| 担当課  | 県央広域本部土木部 益城復興事務所 街路工務課                    |
| 工事概要 | 施工延長 75m、側溝工 75m、下層路盤工 453m <sup>2</sup> 、 |

|      |                           |
|------|---------------------------|
|      | 管路工（通信） 375m、管路工（電力） 931m |
| 工事期間 | 令和4年6月10日～令和5年4月28日       |
| 検査成績 | 79点                       |

（２）過去３年間の予算実績推移

（単位：円）

| 年度          | 令和３年度 | 令和４年度         | 令和５年度         |
|-------------|-------|---------------|---------------|
| 契約額         | 0     | 49,080,900    | 78,799,864    |
| （うち現年度予算額）  | （ 0）  | （ 49,080,900） | （ 5,477,296）  |
| （うち前年度予算額）  | （ 0）  | （ 0）          | （ 73,322,568） |
| （うち前々年度予算額） | （ 0）  | （ 0）          | （ 0）          |
| 支払済額        |       | 0             | 19,632,000    |
| 現年支払額       | 0     | 19,632,000    | 59,167,864    |
| 差異（＝翌年度繰越額） | 0     | 29,448,900    | 0             |

（３）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 休日（現場閉所）取得計画実績表の記載誤りについて                                                        |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

熊本県土木部「週休２日試行工事」実施要領（土木工事編）（令和６年（２０２４年）３月２８日一部改定）の第２条（週休２日試行工事の定義）（２）週休２日（現場閉所型）工事（３）対象期間によると、年末年始６日間が期間に含まないとされている。また、工事着手日から完了日までが対象範囲となっている。

しかしながら当該工事の１２月の対象期間は年末の３日間が除外されて２８日になっているが、現場閉所計には含まれている。１月も同様である。なお１月については、そもそも対象期間が１３日と少なく、正しくは２８日と考えられる。

また７月では工事着手日以前分について、現場閉所計としては除外されてはいるが、対象期間には３１日と含まれていた。

以降、実施に関し作業日（※空欄）がなく、誤って／（対象外を意味する）にすべてなっており作業日と対象外の区別がつかない。基本的には対象外がないところで集計されている。

と考えられる。

＜問題点＞

作業日（※空欄）とすべきところ、／とされており、記載が全体的に間違っている。加えて上記のとおり、対象期間も、現場閉所日の集計も誤っており、現場閉所率が変わってくる。

なお当該工事では正しく再計算しても現場閉所率が 28.5 を下回らず、4 週 8 休が達成されるため、結果として契約金額に影響はなかった。

＜改善策＞

記載内容にせよ、集計日数にせよ、契約金額に影響ある重要な部分であるため、県担当者の確認において見落としがないよう注意する必要がある。

## V. 監査の結果及び意見の各論（令和 4 年度の固定資産台帳について）

### 1. 担当課：道路整備課

#### （1）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 8                                                                             |
| 資産名称    | 稲佐津留玉名線（玉名橋）道路補修補助事業（橋梁）塗装工事                                                    |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路整備課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 固定資産として計上すべきではない工事支出について                                                        |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

＜発見した事実もしくは現状＞

当該工事は、表題に記載した道路に懸架された橋梁について、劣化した塗装の塗替を主な目的としている。適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目       | 中分類          | 小分類  | 耐用年数 |
|------------|--------------|------|------|
| インフラ資産／工作物 | 道路（林道・農道を含む） | 道路改良 | 60   |

＜問題点＞

工事内容を確認したところ、橋梁の、主に鉄骨部分に施工されている塗装が劣化しているものにつき、塗替を行ったものであり、以下に示す「固定資産台帳整備要領」別表 4 に掲げ

られている「その原状を回復するために要したと認められる部分の金額」になるものと考えられる。したがって、資産台帳に登録すべき物件ではない。

※「固定資産台帳整備要領」＜別表４＞より抜粋

|                                                      |
|------------------------------------------------------|
| 修繕費の定義                                               |
| 通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額。 |

#### ＜改善策＞

固定資産計上時には、資本的支出の定義と修繕費の定義に基づき区分を行い、資本的支出の要件を満たさない支出については固定資産として登録しないように留意することが必要である。

※参考：前出＜別表４＞より抜粋

|                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------|
| 資本的支出の定義                                                            |
| 固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額 |

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点があり、＜統括意見＞として記載している。

#### （１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 11                                                                            |
| 資産名称    | 辛川鹿本線（合志川橋）道路補修補助（仮橋撤去）工事                                                       |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路整備課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 固定資産として計上すべきではない工事支出について                                                        |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

#### ＜発見した事実もしくは現状＞

当該工事は、標記道路内の橋の更新に際し設置された仮橋の撤去費用である。適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目       | 中分類                  | 小分類 | 耐用年数 |
|------------|----------------------|-----|------|
| インフラ資産／工作物 | 鉄骨鉄筋、鉄筋コンクリート造（前掲以外） | 橋   | 60   |

#### <問題点>

工事内容を確認したところ、仮設橋の撤去費用であり、「固定資産台帳整備要領」別表4に掲げられている「その原状を回復するために要したと認められる部分の金額」になるものと考えられる。したがって、資産台帳に登録すべき物件ではない。

※「固定資産台帳整備要領」＜別表4＞より抜粋

#### 修繕費の定義

通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額。

#### <改善策>

固定資産計上時には、資本的支出の定義と修繕費の定義に基づき区分を行い、資本的支出の要件を満たさない支出については固定資産として登録しないように留意することが必要である。

※参考：前出＜別表4＞より抜粋

#### 資本的支出の定義

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点がある。当該内容については、＜統括意見＞として記載している。

#### （1）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 12                                                                            |
| 資産名称    | 国道 219 号（錦町西工区）防災・安全交付金（照明設備）工事                                                 |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路整備課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 計上された固定資産の適切な分類と耐用年数の設定について                                                     |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④ <u>公有財産の管理の適切性</u> |

|  |      |
|--|------|
|  | ⑤その他 |
|--|------|

＜発見した事実もしくは現状＞

当該工事は、標記道路内における照明柱などの設置工事である。適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目       | 中分類          | 小分類  | 耐用年数 |
|------------|--------------|------|------|
| インフラ資産／工作物 | 道路（林道・農道を含む） | 道路改良 | 60   |

＜問題点＞

工事内容を確認したところ、照明灯及び信号を設置するための照明柱の設置工事であり、当該支出は上記発見した事実に記載した「道路」ではない。

現状では道路に設置されている照明柱といった資産分類がないため、これに類似するものとしては以下のいずれかの資産区分が適切と考えられる。

| 勘定科目       | 中分類           | 小分類             | 耐用年数 |
|------------|---------------|-----------------|------|
| インフラ資産／工作物 | 放送用又は無線通信用のもの | 鉄塔、鉄柱/円筒空中線式のもの | 30   |
| インフラ資産／工作物 | 金属造のもの（前掲以外）  | へい、街路灯、ガードレール   | 10   |

＜改善策＞

固定資産計上時には、「道路」に関する事業に関する資産の取得であっても、その内容に即して適切に耐用年数を選択する必要がある。

当該事業で取得した資産は前述のとおり、道路ではなく道路に付帯して設置した、照明・信号用の鉄柱であり、道路そのものとは資産の種類及び耐用年数が異なることは明らかである。

なお、今回対象となった道路に設置する鉄柱については、耐用年数分類表において、適切な分類がないため、上記の例を参考とし新たに「道路用のもの」といった中分類を作成し、今後その分類を利用することも考えられる。

（１）監査の結果及び意見

|         |                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------|
| No.     | 固 16                                                   |
| 資産名称    | 国道 266 号（著町橋）道路補修補助（橋梁）照明灯基礎工事                         |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路整備課                                        |
| 指摘・意見区分 | <span style="border: 1px solid black;">指摘事項</span> ・意見 |

|      |                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 表題   | 固定資産として計上すべきではない工事支出について                                                                |
| 監査要点 | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④ <u>公有財産の管理の適切性</u><br>⑤その他 |

＜発見した事実もしくは現状＞

当該工事は、標記橋梁に設置されている照明灯設備の基礎部につき、劣化したアンカーボルトを取り換えることを主な目的としている。

適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目       | 中分類                  | 小分類 | 耐用年数 |
|------------|----------------------|-----|------|
| インフラ資産／工作物 | 鉄骨鉄筋、鉄筋コンクリート造（前掲以外） | 橋   | 60   |

＜問題点＞

工事内容を確認したところ、照明灯設備基礎部のアンカーボルトを新しいものに交換する作業であり、以下に示す「固定資産台帳整備要領」別表４に掲げられている「その原状を回復するために要したと認められる部分の金額」になるものと考えられる。したがって、資産台帳に登録すべき物件ではない。

※「固定資産台帳整備要領」＜別表４＞より抜粋

修繕費の定義

通常の維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額。

＜改善策＞

固定資産計上時には、資本的支出の定義と修繕費の定義に基づき区分を行い、資本的支出の要件を満たさない支出については固定資産として登録しないように留意することが必要である。

※参考：前出＜別表４＞より抜粋

資本的支出の定義

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点がある。当該内容については、＜統

括意見>として記載している。

(1) 監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 19                                                                            |
| 資産名称    | 国道 266 号地域連携推進改築委託（建物調査及び点検その 7）                                                |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路整備課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 固定資産として計上すべきではない工事支出について                                                        |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

当該支出は、標記路線の整備に必要となる土地につき、用地買収の対象となることから、当該土地に存在する建物の状況などを調査することを主な目的としている。適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目       | 中分類          | 小分類  | 耐用年数 |
|------------|--------------|------|------|
| インフラ資産／工作物 | 道路（林道・農道を含む） | 道路改良 | 60   |

<問題点>

支出内容は上記のとおりであり、土地の取得前の段階における調査費用であることから、資産性がなく、固定資産として登録すべきものではない。

<改善策>

固定資産計上時には、資本的支出の定義と修繕費の定義に基づき区分を行い、資本的支出の要件を満たさない支出については固定資産として登録しないように留意することが必要である。

※参考：前出<別表 4>より抜粋

|                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------|
| 資本的支出の定義                                                            |
| 固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額 |

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ

資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点がある。当該内容については＜統括意見＞として記載している。

（１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 20                                                                                    |
| 資産名称    | 御船甲佐線（田口）広域連携交付金案内標識設置（その１）工事                                                           |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路整備課                                                                         |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                                 |
| 表題      | 計上された固定資産の適切な分類と耐用年数の設定について                                                             |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④ <u>公有財産の管理の適切性</u><br>⑤その他 |

＜発見した事実もしくは現状＞

当該工事は、標記路線内に設置された、案内板の設置工事である。

適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目       | 中分類          | 小分類  | 耐用年数 |
|------------|--------------|------|------|
| インフラ資産／工作物 | 道路（林道・農道を含む） | 道路改良 | 60   |

＜問題点＞

工事内容を確認したところ、道路案内板の設置であり、当該支出は上記発見した事実に記載した「道路」ではない。

現状では道路に設置されている案内・標識板といった資産分類がないため、これに類似するものとしては以下のいずれかの資産区分が適切と考えられる。

| 勘定科目       | 中分類           | 小分類             | 耐用年数 |
|------------|---------------|-----------------|------|
| インフラ資産／工作物 | 放送用又は無線通信用のもの | 鉄塔、鉄柱/円筒空中線式のもの | 30   |
| インフラ資産／工作物 | 金属造のもの（前掲以外）  | へい、街路灯、ガードレール   | 10   |

＜改善策＞

固定資産計上時には、「道路」に関する事業に関する資産の取得であっても、その内容に

即して適切に耐用年数を選択する必要がある。

当該事業で取得した資産は上記のとおり、道路ではなく道路に付帯して設置した、道路案内板であり、道路そのものとは資産の種類及び耐用年数が異なることは明らかである。

なお、今回対象となった案内板については、耐用年数分類表において、適切な分類がないため、上記の例を参考に新たに「道路用案内板・標識」といった中分類を作成し、今後その分類を利用することも考えられる。

## 2. 担当課：道路保全課

### (1) 監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 2                                                                             |
| 資産名称    | 道の駅 きくすい社会資本整備総合交付金（道の駅）舗装工事                                                    |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路保全課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 固定資産の計上について（塗装工事 アスファルト）                                                        |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

#### <発見した事実もしくは現状>

当該工事は、道の駅きくすいの塗装工事（アスファルト）である。適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目       | 中分類          | 小分類  | 耐用年数 |
|------------|--------------|------|------|
| インフラ資産／工作物 | 道路（林道・農道を含む） | 道路改良 | 60   |

#### <問題点>

正しくは、以下のように処理すべきである。

| 勘定科目       | 中分類        | 小分類               | 耐用年数 |
|------------|------------|-------------------|------|
| インフラ資産／工作物 | 舗装道路及び舗装路面 | アスファルト敷、木<br>れんが敷 | 10   |

＜改善策＞

固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。

資産登録時に耐用年数表のどの区分を使用したかを明記していけば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点がある。当該内容については、＜統括意見＞として記載している。

（１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 3                                                                             |
| 資産名称    | 道の駅 きくすい社会資本整備総合交付金（道の駅）照明灯工事                                                   |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路保全課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 固定資産の計上について（照明灯工事）                                                              |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

＜発見した事実もしくは現状＞

当該工事は、道の駅きくすいの照明灯工事（ソーラー照明灯 9 基）である。適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目       | 中分類          | 小分類  | 耐用年数 |
|------------|--------------|------|------|
| インフラ資産／工作物 | 道路（林道・農道を含む） | 道路改良 | 60   |

＜問題点＞

正しくは、インフラ資産／建物附属設備 電気設備（照明設備を含む）その他の耐用年数 15 年を適用すべきである。

| 勘定科目      | 中分類    | 小分類 | 耐用年数 |
|-----------|--------|-----|------|
| インフラ資産／建物 | 建物附属設備 | その他 | 15   |

＜改善策＞

固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。

資産登録時に耐用年数表のどの区分を使用したかを明記していけば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点がある。当該内容については、＜統括意見＞として記載している。

（１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 4                                                                             |
| 資産名称    | 玉名山鹿線道路無電柱化補助舗装その 2 工事                                                          |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路保全課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 所有資産の区分及び耐用年数の設定について                                                            |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

＜発見した事実もしくは現状＞

当該工事は、県道 16 号線にかかる舗装工事であるが、国道などと同様の所有外資産に区分されている。

適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目       | 中分類          | 小分類  | 耐用年数 |
|------------|--------------|------|------|
| インフラ資産／工作物 | 道路（林道・農道を含む） | 道路改良 | 60   |

＜問題点＞

県道の舗装工事であり、正しくは自己所有資産に区分される必要があり、記載内容に不備があるといえる。

また、耐用年数について、当該工事のみであれば道路本体の工事ではなく舗装工事であるため、アスファルト敷の耐用年数 10 年を適用すべきである。耐用年数は減価償却費計算の基礎であり、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類に影響を及ぼすため、問題があるといえる。

＜改善策＞

固定資産計上時には、県所有の県道に係るものであれば自己所有資産として区分し、耐用年数の判断に当たっては、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点がある。当該内容については、＜統括意見＞として記載している。

（１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 5                                                                             |
| 資産名称    | 稲生野甲佐線単県道路施設修繕（ガードレール補修）工事                                                      |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路保全課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 資産計上の妥当性について                                                                    |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

＜発見した事実もしくは現状＞

路肩部分の経年劣化により、ガードレールを部分的に取り換え、路肩部分を修繕している。数百メートルに渡って設置されているガードレールに対して、工事箇所は 20m 程度であり、部分的な原状回復工事と判断できるが、新たな資産の取得として道路の耐用年数 50 年が適用されている。

＜問題点＞

工事内容から判断するに、以下に示す「固定資産台帳整備要領」別表 4 に掲げられている「その現状を回復するために要したと認められる部分の金額」になるものと考えられる。したがって、修繕費として処理することが妥当と考えられる。

※「固定資産台帳整備要領」＜別表 4＞より抜粋

修繕費の定義  
通常維持管理のため、またはき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額。

古い資産を除却して新たな資産を取得したとして処理するのであれば、元々計上されていた資産の一部除却の処理が必要であるが、除却の検討は実施されていない。

#### <改善策>

固定資産計上時には、修繕費の定義及び資本的支出の定義を踏まえ、区分を行う必要がある。

※参考：前出<別表4>より抜粋

#### 資本的支出の定義

固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、またその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額

実務上は、修繕費として処理するか資本的支出または資産の新規取得として処理するか判断に迷う場面があると考えられる。

今回のような場合は、修繕費として処理することが妥当と考えられるが、新規に資産を取得したとして処理するのであれば、除却の処理を実施する必要がある。

この場合、具体的には、すでに固定資産台帳に計上されている資産について、総延長距離などの合理的な基準により除却部分に相当する金額を算出して費用化するとともに、固定資産台帳の金額、数量を減少させる処理が必要である。

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点がある。当該内容については、<統括意見>として記載している。

#### （１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 6                                                                             |
| 資産名称    | 国道 218 号防災安全交付金（自転車）区画線その 2 工事                                                  |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路保全課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 所有資産の区分について                                                                     |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

＜発見した事実もしくは現状＞

当該工事は、国道 218 号線の区画線の塗装工事である。所有関係区分は自己資産に区分され、勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目       | 中分類          | 小分類  | 耐用年数 |
|------------|--------------|------|------|
| インフラ資産／工作物 | 道路（林道・農道を含む） | 道路改良 | 60   |

＜問題点＞

現在、自己所有資産に区分されているが、国道に関するものであり、記載内容に不備があるといえる。

＜改善策＞

固定資産計上時には、国道に係るものであれば、県に所有権がないため、所有外資産として区分する必要がある。

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点がある。当該内容については、＜統括意見＞として記載している。

（１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 7                                                                                     |
| 資産名称    | 玉山山鹿線道路無電柱化補助植栽その 1 工事                                                                  |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路保全課                                                                         |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                                 |
| 表題      | 所有資産の区分及び耐用年数の設定について                                                                    |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④ <u>公有財産の管理の適切性</u><br>⑤その他 |

＜発見した事実もしくは現状＞

当該工事は、県道 16 号線にかかる歩道部分の植栽工事であるが、国道などと同様の所有外資産に区分されている。

適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目       | 中分類          | 小分類  | 耐用年数 |
|------------|--------------|------|------|
| インフラ資産／工作物 | 道路（林道・農道を含む） | 道路改良 | 60   |

＜問題点＞

県道にかかる植栽工事であり、正しくは自己所有資産に区分される必要があるため、記載内容に不備があるといえる。

また、耐用年数は植栽工事であることから、インフラ資産／工作物 緑化施設及び庭園の耐用年数 20 年を適用することが妥当と考えられる。

| 勘定科目       | 中分類      | 小分類             | 耐用年数 |
|------------|----------|-----------------|------|
| インフラ資産／工作物 | 緑化施設及び庭園 | その他の緑化施設、<br>庭園 | 20   |

＜改善策＞

固定資産計上時には、県所有の県道に係るものであれば自己所有資産として区分し、耐用年数の判断に当たっては、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点がある。当該内容については、＜統括意見＞として記載している。

（１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 10                                                                            |
| 資産名称    | 道の駅「きくすい」防災トイレ新築工事                                                              |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路保全課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 固定資産の計上について（防災トイレ新築）                                                            |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

＜発見した事実もしくは現状＞

当該工事は、道の駅きくすいの建築工事一式である。適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目 | 中分類 | 小分類 | 耐用年数 |
|------|-----|-----|------|
|------|-----|-----|------|

|            |              |      |    |
|------------|--------------|------|----|
| インフラ資産／工作物 | 道路（林道・農道を含む） | 道路改良 | 60 |
|------------|--------------|------|----|

<問題点>

正しくは、インフラ資産／建物 便所の耐用年数 24 年を適用すべきである。

|           |     |     |      |
|-----------|-----|-----|------|
| 勘定科目      | 中分類 | 小分類 | 耐用年数 |
| インフラ資産／建物 | 便所  | 木造  | 24   |

<改善策>

固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。

資産登録時に耐用年数表のどの区分を使用したかを明記していけば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点がある。当該内容については、<統括意見>として記載している。

（１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 13                                                                            |
| 資産名称    | 道の駅「きくすい」防災トイレ機械設備工事                                                            |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路保全課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 固定資産の計上について（防災トイレ機械設備工事）                                                        |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

当該工事は、道の駅きくすいの防災トイレ給排水設備工事一式である。適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

|      |     |     |      |
|------|-----|-----|------|
| 勘定科目 | 中分類 | 小分類 | 耐用年数 |
|------|-----|-----|------|

|            |              |      |    |
|------------|--------------|------|----|
| インフラ資産／工作物 | 道路（林道・農道を含む） | 道路改良 | 60 |
|------------|--------------|------|----|

＜問題点＞

正しくは、インフラ資産／建物附属設備 給排水設備の耐用年数 15 年を適用すべきである。

| 勘定科目      | 中分類    | 小分類             | 耐用年数 |
|-----------|--------|-----------------|------|
| インフラ資産／建物 | 建物附属設備 | 給排水又は衛生設備及びガス設備 | 15   |

＜改善策＞

固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある

また、固定資産台帳整備要領では、「建物附属設備は建物本体とは耐用年数が異なるため、可能な限り建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に計上する」とされていることから、建物と建物附属設備（給排水設備）を区分して計上することが必要である。

資産登録時に耐用年数表のどの区分を使用したかを明記していけば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点がある。当該内容については、＜統括意見＞として記載している。

（１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No. .   | 固 14                                                                            |
| 資産名称    | 道の駅「きくすい」防災トイレ電気設備工事                                                            |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路保全課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 固定資産の計上について（防災トイレ電気設備工事）                                                        |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

＜発見した事実もしくは現状＞

当該工事は、道の駅きくすいの防災トイレ電気設備工事一式である。適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目       | 中分類          | 小分類  | 耐用年数 |
|------------|--------------|------|------|
| インフラ資産／工作物 | 道路（林道・農道を含む） | 道路改良 | 60   |

＜問題点＞

正しくは、インフラ資産／建物附属設備 電気設備の耐用年数 15 年を適用すべきである。

| 勘定科目      | 中分類    | 小分類          | 耐用年数 |
|-----------|--------|--------------|------|
| インフラ資産／建物 | 建物附属設備 | 電気設備／蓄電池電源設備 | 15   |

＜改善策＞

固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。

また、固定資産台帳整備要領では、「建物附属設備は建物本体とは耐用年数が異なるため、可能な限り建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に計上する」とされていることから、建物と建物附属設備（電気設備）を区分して計上することが必要である。

資産登録時に耐用年数表のどの区分を使用したかを明記していけば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点がある。当該内容については、＜統括意見＞として記載している。

（１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 固 21                                                                            |
| 資産名称    | 道の駅錦社会資本整備総合交付金（木製防護柵）工事                                                        |
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路保全課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 固定資産の計上について（木製防護工事）                                                             |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④ <u>公有財産の管理の適切性</u> |

|  |      |
|--|------|
|  | ⑤その他 |
|--|------|

＜発見した事実もしくは現状＞

当該工事は道の駅敷地内の防護柵を設置する工事である。適用されている勘定科目、耐用年数などは以下のとおりである。

| 勘定科目       | 中分類          | 小分類  | 耐用年数 |
|------------|--------------|------|------|
| インフラ資産／工作物 | 道路（林道・農道を含む） | 道路改良 | 60   |

＜問題点＞

正しくは、インフラ資産／工作物 合成樹脂造のもの（前掲以外）の耐用年数 10 年を適用すべきである。

| 補助科目       | 中分類                                   | 小分類                                            | 耐用年数 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------------------|------|
| インフラ資産／工作物 | 金属造のもの（前掲以外）<br>または<br>合成樹脂造のもの（前掲以外） | へい、街路灯、ガー<br>ドレール<br>または<br>合成樹脂造のもの<br>（前掲以外） | 10   |

＜改善策＞

固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。

なお、当該改善策に関連して、現在運用されている「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」の運用について、別途見直しが望まれる点がある。当該内容については、＜統括意見＞として記載している。

## VI. 監査の結果及び意見の各論（令和 5 年度の道路占用手続きについて）

### 1. 担当課：道路保全課

#### （1）監査の結果及び意見

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| No.     | 国- 1                  |
| 路線名     | 国道 218 号 霊台橋案内板       |
| 担当課     | 県央広域本部宇城地域振興局 総務振興課   |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見               |
| 表題      | 道路占用許可申請漏れについて（県所有物件） |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性 |

|  |                   |
|--|-------------------|
|  | ②工事評価の適切性         |
|  | ③工事請負、委託などの契約の適切性 |
|  | ④公有財産の管理の適切性      |
|  | ⑤その他              |

#### <発見した事実もしくは現状>

道路占用許可申請は宇城地域振興局内の「総務振興課」が「維持管理調整課」に申請し、その申請に基づき「維持管理調整課」で審査を行い、許可している。当該事案は、過去に「総務振興課」が設置した観光案内板に対する占用申請がなされていなかった事案に対し、「維持管理調整課」から「総務振興課」に道路占用許可申請を求めたものである。

当該事案について、設置に当たって、「総務振興課」は、事前に別途「維持管理調整課」と協議するとともに、「維持管理調整課」は「総務振興課」が整備している観光標識台帳のうち、県管理道路区域内に設置している標識台帳などのデータの提供を受け、占用物件の確認をしていた。

「総務振興課」から提出された申請書は以下のとおりである。

(一部抜粋)

|       |            |           |                   |
|-------|------------|-----------|-------------------|
| 申請日付  | 令和5年10月11日 |           |                   |
| 占用の目的 | 観光案内       |           |                   |
| 占用の場所 | 路線名        | 国道218号    | 車道・歩道・ <u>その他</u> |
|       | 場所         | 下益城郡美里町船津 |                   |
| 占用物件  | 名称         | 規模        | 数量                |
|       | 霊台橋案内板     | 別紙のとおり    | 1                 |

#### <問題点>

「維持管理調整課」において道路占用許可申請審査が行われているが、審査過程において、霊台橋案内版は以前から設置されていたが、占用申請がされておらず、占用許可事務システム上も登録されていないことが判明した。

なお、この申請漏れを受け、宇城地域振興局管内の観光整備事業について調査を行った結果、この他にも申請漏れがあることが判明した。

| 台帳 No | 占用物件  | 設置場所      | 申請の有無 |
|-------|-------|-----------|-------|
| 宇 055 | サイン   | 下益城郡美里町遠野 | ×     |
| 宇 068 | 観光案内版 | 下益城郡美里町清水 | ×     |
| 宇 154 | その他   | 下益城郡美里町船津 | ×     |

#### <改善策>

道路管理者として適切に管理する観点から同一地域振興局内でも道路占用許可申請を漏

れなく行うべきである。

なお、他の地域振興局では同様の事例は発生していないとの回答を得ている。

(1) -①監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 国-5 他                                                                           |
| 路線名     | 国道 325 号他                                                                       |
| 担当課     | 県北広域本部鹿本地域振興局土木部 維持管理調整課                                                        |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 占用者に送付している提出書類の様式                                                               |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

道路占用期間満了に伴う更新手続きにおいて、占用者に対して、書面により更新手続きなどを通知している。この通知に、更新手続き提出書類である、別記第2号様式(第2条関係)道路占用更新許可申請(協議)書を同封しているが、当該様式が最新版ではなく、旧版を送付していた。

<問題点>

道路占用期間満了の更新手続きを実施するに際して、送付している様式が旧版となっており、様式変更の事実が周知されていない。

様式の変更内容如何によっては、道路占用期間完了に伴う更新手続きの効力にも影響を及ぼす可能性がある。

<改善策>

提出書類の様式が変更された場合、適宜・適切に最新版へ更新することが必要であるため、周知徹底される体制づくりをすべきである。

(1) -②監査の結果及び意見

|     |           |
|-----|-----------|
| No. | 国-5 他     |
| 路線名 | 国道 325 号他 |

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 担当課     | 土木部 道路都市局 道路保全課                                                                 |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 熊本県ホームページにアップロードされている様式について                                                     |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

#### <発見した事実もしくは現状>

熊本県ホームページに掲載されている、道路占用許可申請（協議）書が最新版となっていない。

#### <問題点>

道路占用許可申請（協議）書の最新版は、熊本県道路占用規則を検索エンジンで検索すると、当該添付資料に掲載されているものの、熊本県ホームページには旧版の様式がアップロードされている。

そのため、ホームページを利用して、様式をダウンロードし提出した場合、旧様式での提出となる。

様式の変更内容如何によっては、道路占用の効力にも影響を及ぼす可能性もある。

#### <改善策>

熊本県ホームページにアップロードされている様式について、常に最新版がダウンロードできる仕組みが望まれる。

## VII. 監査の結果及び意見の各論（熊本県道路公社について）

### （１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 公社 1                                                                            |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 回収した回数通行券に係る現物確認の必要性                                                            |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

＜発見した事実もしくは現状＞

通行料金徴収時に収受された現金について、公社は、車両台数計測器、料金処理機の処理台数、ETCX の処理台数及び有料道路通行料金徴収業務受託者（以下、受託会社）から報告された日報をもとに、受託会社より実際に回収した現金収受金額との整合性を日々確認している。

しかしながら、回数通行券（以下、回数券）を収受した場合において、公社は、受託会社より、日々収受した回数券の種別及び枚数を取りまとめて日報などによる報告を受けているものの、実際に回収された回数券の現物は委託先にて保管され、公社では、回収した回数券の現物について、後日 1 年分をまとめて回収するのみである。したがって受託会社からの報告内容と現物との一致確認は実施していない状況である。

この点、料金所において収受した現金及び回数券の業務処理については、『料金徴収業務処理要領』において、以下のとおり定められている。

（料金徴収、出納業務）第 17 条

5 徴収員は、収受した回数通行券があるときは、その都度回数通行券の券面の中央部をせん孔のうえその枚数について勤務記録表に記載し、徴収勤務交代時に業務統括責任者又は業務主任に提出及び報告しなければならない。

6 業務統括責任者又は業務主任は、提出報告された内容を確認のうえ勤務記録日計表及び回収回数通行券整理簿に記載し、回収回数通行券編さん履歴票（別記第 22 号様式）を表紙として添付し収受した回数通行券を保存しなければならない。また、業務統括責任者は、1 日分の収受した回数通行券の種別及び枚数を取りまとめて受託者に報告しなければならない。

（収入金の整理等）

第 18 条 受託者は、毎日の通行券の発行により収納した現金については、料金収納事務取扱要領第 5 条第 2 項及び第 4 項の規定の例により、前日までの分を翌日までに、また、当日分のうち納付までに精算が終了した分を当日中に、併せて金融機関に納め、領収証書を受領しなければならない。ただし、その日が休日又は祝日のときは、直後の金融機関の営業日とする。

このとおり、収受した現金については翌営業日までに公社保有の金融機関口座に納めるよう明確に規定されているものの、回数券については、受託者である公社に報告するのみで、現物を提出するよう規定されていない。

＜問題点＞

収受した回数券の現物確認を実施しない場合、仮に受託会社もしくは受託会社の料金収受業務担当者が、不正の意図を持って、現金収受時に回数券での通行としてシステム上の処

理を行い、日報で虚偽の報告を行ったうえで、差額となる現金の着服を行った際には、公社として当該不正を発見することは困難であるものと考えられる。

この点、実際に全国各地の高速道路の料金所において、以下のように現金着服の不正事案が発生していることを鑑みると、公社としても不正の防止・発見のためのより強固な内部統制を整備・運用することが望まれる。

他社料金所における現金着服の不正事例

- ・福岡北九州高速道路公社管内（令和 6 年 9 月 4 日付 福岡北九州高速道路公社プレスリリース）
- ・NEXCO 東日本管内（令和 6 年 7 月 9 日付 東日本高速道路株式会社関東支社プレスリリース）
- ・NEXCO 中日本管内（令和 5 年 12 月 22 日付 中日本エクスートール横浜株式会社プレスリリース）
- ・NEXCO 西日本管内（平成 18 年 9 月 11 日、平成 18 年 12 月 1 日付 西日本高速道路株式会社プレスリリース）

<改善策>

収受した現金だけでなく、回数券についても、現物を適時に公社に提出するよう受託会社に求めることは、上記問題点に記載したような不正の発見に資するのみならず、不正を未然に防止する一定の牽制効果も期待できるものと考えられる。

そのため、『料金徴収業務処理要領』において、収受した回数券についても、内容の報告だけでなく、現物を適時に公社に提出する旨を規定し運用していくことが望ましい。

（１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 公社 2                                                                            |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 未使用回数券の定期的な実査の必要性                                                               |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

道路公社は、回数券の販売を松島道路管理事務所、熊本県庁新館地下売店及び天草市役所内売店の 3 箇所で行っており、それぞれの箇所における販売業務を以下のとおり外部に委

託している。

| 販売箇所       | 販売業務委託先（以下、委託先） |
|------------|-----------------|
| 松島道路管理事務所  | 有料道路通行料金徴収業務受託者 |
| 熊本県庁新館地下売店 | 一般財団法人 熊本県職員互助会 |
| 天草市役所内売店   | 天草市職員労働組合       |

しかしながら、これらの販売箇所における回数券綴の販売数や残高について、各委託先から管理簿による月次の報告を受けているものの、実際に公社による残高の現物確認は、委託先が変更となった際の在庫払い戻し時のみしか実施しておらず、委託期間中の管理は委託先に一任している状況である。

この点、回数券綴の管理については、『熊本県道路公社回数通行券取扱要領』において、以下のとおり定められている。

（回数通行券の販売等）

第 15 条 道路公社、管理事務所で販売を行う受託者及び管理事務所以外で販売を行う受託者（以下「回数通行券の販売を行う者」という。）は、回数通行券の券面事項及び部数を確認のうえ現金と引き換えに料金を徴収し、表紙に料金徴収業務処理要領第 10 条第 3 項に規定する領収印を押印する。また、受領種類、受領数、販売種類、販売数、残存数及び販売料金徴収額等に常に注意を払い、交付販売等に係る各数量及びその額について、指定された帳簿類に迅速かつ正確に記載しなければならない。

3 受託者は、回数通行券の使用状況について、料金徴収業務処理要領第 14 条第 3 項の規定の例により、道路公社に報告しなければならない。

5 管理事務所で回数通行券の販売を行う受託者は、回数通行券販売管理表（別記様式第 1 号）、回数通行券受払管理日計表（別記様式第 2 号）にその内容を記載しなければならない。

6 道路公社又は管理事務所以外で回数通行券の販売を行う受託者は、回数通行券受払管理簿（別記様式第 3 号）にその内容を記載しなければならない。

このとおり、各販売箇所で管理する回数券綴については、委託先が現物を管理し、各種管理簿による内容及び残数の報告を公社に行うよう明確に規定されているものの、公社による定期的な回数券綴の実査の実施に関しては何ら規定がなされていない。

<問題点>

委託先で保管している回数券綴について公社が定期的な実査を行わない場合、仮に委託先担当者が、不正の意図を持って回数券の横領や回数券販売代金の着服を行い、公社に提出する管理簿などに虚偽の記載を行った際には、公社として当該不正を発見することは困難であるものと考えられる。

<改善策>

公社が自ら回数券綴の定期的な実査を行い、定期券残高を確認することは、仮に提出された各種管理簿に誤りがあった場合にタイムリーに発見することが出来ることから、上記問題点に記載したような不正の発見に資するのみならず、不正を未然に防止する一定の牽制効果も期待できるものと考えられる。

そのため、『回数通行券取扱要領』において、公社自らが、定期的に回数券綴の実査を行う旨を規定し、運用していくことが望ましい。

(1) 監査の結果及び意見

|         |                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 公社 3                                                                                         |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                                      |
| 表題      | ETCX の利用及びばってん特割の登録促進に向けた普及活動の必要性                                                            |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 (ETCX の普及活動) |

<発見した事実もしくは現状>

公社は、管理する松島有料道路における支払い方法に、ETC カードによるキャッシュレス決済を追加して利用者の利便性を向上させることを目的として、令和 5 年 3 月 1 日より、ETCX（事前登録型キャッシュレス決済サービス）の運用を開始するとともに、従来の回数券利用者の ETCX 利用への移行を目指して、ETCX 利用回数に応じた割引制度（以下「ばってん特割」）を導入している。

ETCX は、対応するクレジットカード会社が発行する ETC カードを保有している場合、インターネットで会員登録を行うのみで登録料及び年会費が無料で ETC カードによる料金の決済サービスが利用可能となり、また、「ばってん特割」は、ETCX 会員登録後に別途インターネットで登録を行うのみで ETCX での利用回数に応じて自動的に適用される割引制度であるが、現状 ETCX の対応施設が九州では松島有料道路のみ（令和 5 年 4 月 3 日現在。出所：ETCX 公式 HP）であることや、すべてのクレジットカード会社が ETCX に対応しているわけではないこともあり、運用開始から 1 年以上経過した令和 6 年 5 月時点においても、松島有料道路における ETCX の利用率は 6.2%（下表『決済種別交通量の推移』参照）と、回数券の利用率と比較しても 3 分の 1 程度の水準にとどまっている状況である。

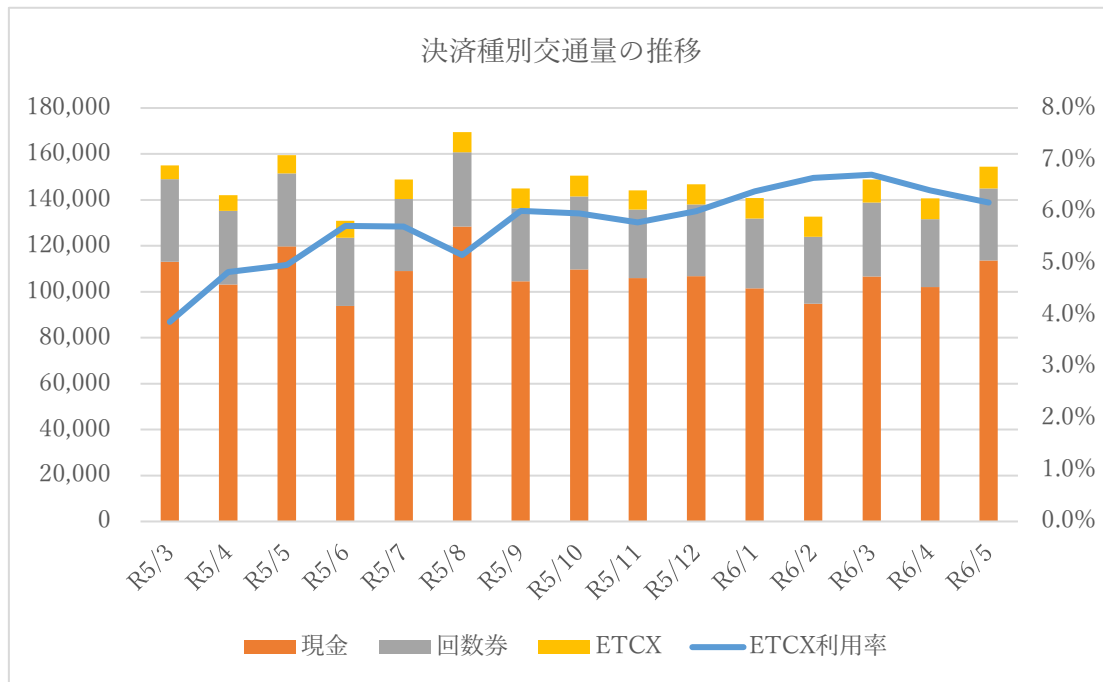
なお、熊本県内の ETCX 会員登録者のうち、「ばってん特割」の登録者は令和 6 年 5 月末時点で 69.1%（下表『会員登録者数の推移』参照）となっているが、上述したとおり ETCX の

対応施設が九州では松島有料道路のみであることを鑑みると、利用者への当該割引制度の周知が十分であるとはいえない状況である。

決済種別交通量の推移

単位：台

| 年月    | 総計        | 現金        | 回数券     | ETCX    | ETCX 利用率 |
|-------|-----------|-----------|---------|---------|----------|
| R5/3  | 155,014   | 113,122   | 35,907  | 5,985   | 3.9%     |
| R5/4  | 142,052   | 103,138   | 32,060  | 6,854   | 4.8%     |
| R5/5  | 159,463   | 119,805   | 31,740  | 7,918   | 5.0%     |
| R5/6  | 130,954   | 93,892    | 29,574  | 7,488   | 5.7%     |
| R5/7  | 148,815   | 109,036   | 31,290  | 8,489   | 5.7%     |
| R5/8  | 169,470   | 128,362   | 32,375  | 8,733   | 5.2%     |
| R5/9  | 145,012   | 104,558   | 31,742  | 8,712   | 6.0%     |
| R5/10 | 150,478   | 109,700   | 31,806  | 8,972   | 6.0%     |
| R5/11 | 144,169   | 105,886   | 29,940  | 8,343   | 5.8%     |
| R5/12 | 146,788   | 106,776   | 31,197  | 8,815   | 6.0%     |
| R6/1  | 140,804   | 101,477   | 30,334  | 8,993   | 6.4%     |
| R6/2  | 132,709   | 94,732    | 29,153  | 8,824   | 6.6%     |
| R6/3  | 148,821   | 106,655   | 32,181  | 9,985   | 6.7%     |
| R6/4  | 140,612   | 102,104   | 29,504  | 9,004   | 6.4%     |
| R6/5  | 154,459   | 113,586   | 31,343  | 9,530   | 6.2%     |
| 累計    | 2,209,620 | 1,612,829 | 470,146 | 126,645 | 5.7%     |

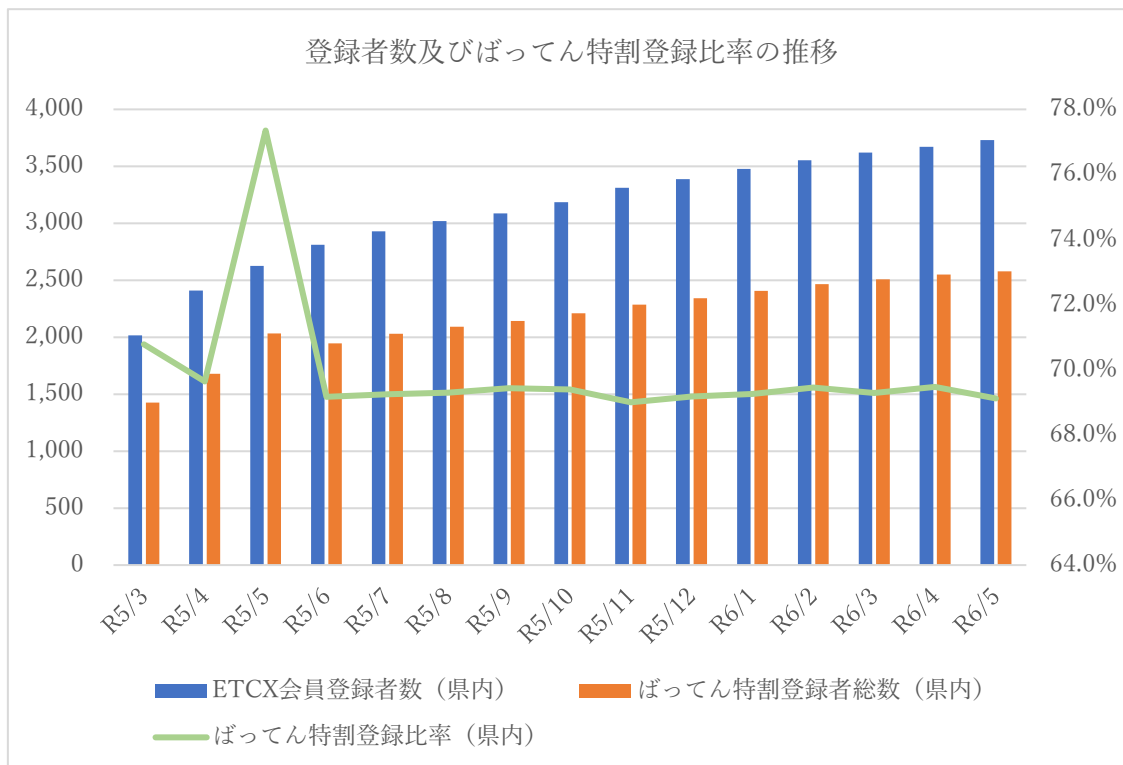


(出所：社内資料『松島有料道路 交通量推移 (ETCX 供用後)』)

ばってん特割登録者数の推移 (月末 登録者数ベース)

| 年月    | ばってん特割<br>登録者数 (県内) | ばってん特割<br>登録比率 (県内) |
|-------|---------------------|---------------------|
| R5/3  | 1,427               | 70.8%               |
| R5/4  | 1,679               | 69.6%               |
| R5/5  | 2,032               | 77.4%               |
| R5/6  | 1,945               | 69.2%               |
| R5/7  | 2,029               | 69.2%               |
| R5/8  | 2,092               | 69.3%               |
| R5/9  | 2,144               | 69.4%               |
| R5/10 | 2,211               | 69.4%               |
| R5/11 | 2,286               | 69.0%               |
| R5/12 | 2,343               | 69.2%               |
| R6/1  | 2,408               | 69.3%               |
| R6/2  | 2,467               | 69.5%               |
| R6/3  | 2,509               | 69.3%               |

|      |       |       |
|------|-------|-------|
| R6/4 | 2,551 | 69.5% |
| R6/5 | 2,578 | 69.1% |



（出所：社内資料『ETCX 会員登録者数の状況』）

#### <問題点>

松島有料道路におけるETCX導入に係る事業費236百万円については、ネットワーク型ETC導入助成金（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構）により全額賄われているものの、運用経費としては令和5年度実績で税込9,483千円（出所：社内資料『令和5年度 ネットワーク型ETC（ETC多目的利用システム）関係経費』）がかかっていることを鑑みると、ETCX利用拡大による現金・回数券の収受及び回数券販売に係る料金徴収業務の作業量の削減ならびに回数券印刷経費の削減などで、運用経費に見合う経費削減を実現することが望まれるが、現在の普及率は「発見した事実もしくは現状」に記載したとおり低水準にとどまっている状況であり、投資効果の観点からは問題であるといえる。

#### <改善策>

公社は、ETCX利用促進のために、以下のような取り組みを行っている。

- ・熊本駅及び熊本空港周辺レンタカー会社と（公社）熊本県トラック協会に対する、松島有料道路及びETCXのリーフレットの配布依頼
- ・天草市、上天草市及び苓北町に対する、広報誌への松島有料道路及びETCXの利用に関するお知らせの掲載依頼

- ・天草大陶磁器展の来場者及び天草市管内自動車ディーラーなどへの ETCX リーフレットの配布
- ・販売している回数券綴りの表紙などへの ETCX 会員登録 HP の QR コードの印刷表示及び会員登録を促す文言をスタンプした付箋紙の貼付

今後の ETCX の利用状況の改善のためには、ETCX の対応クレジットカード及び ETCX 利用可能施設が拡充されることが最重要と考えられるものの、公社としても、これまで以上に ETCX を周知できるような広告宣伝活動を積極的に実施することに加え、公社のみならず熊本県と連携して、ETCX 利用率が低水準にとどまっている事実についての原因分析を精緻に行い、想定される原因への対応策を講じるような体制を構築していくことが望ましい。

(1) 監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 公社 4                                                                            |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 会計規程取扱細則の不備について                                                                 |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

熊本県道路公社には「会計規程取扱細則」が定められおり、目次においては第 5 章 第 3 節 資産の償却（第 49 条）とされているが本文においては、以下の記載になっており、一致しない。

第 3 節 退職手当引当金

(退職手当引当損)

第 49 条の 1 会計規程第 55 条に規定する退職手当引当金への当該事業年度における繰入額は、当該事業年度末日において在職する役員及び職員の全員が同日において自己の事由により退職するものと仮定した場合における退職手当の額から、当該事業年度末の退職手当引当金の残額を控除した額とする。

(退職手当引当金の取崩し)

第 49 条の 2 役員及び職員が退職しこれらの者に退職手当を支給したときは、支給額に相当する額を退職手当引当金から控除しなければならない。

(償還準備金繰入額)

第49条の3 会計規程第58条に規定する償還準備金への当該事業年度における繰入額は、毎事業年度の当該道路に係る料金収入、業務雑収入及び利息収入並びに雑収入等の割掛額の合計額から、当該道路に係る業務管理費並びに一般管理費、道路事業損失補填引当損、固定資産減価償却引当損退職手当引当損、支払利息、繰延資産償却及び雑損の割掛額の合計額を控除した残額に相当する金額（繰越欠損金があるときはその額を更に控除した額）とする。

<問題点>

資産の償却に関する定めが抜け落ちてしまっていると考えられる。また、退職手当引当金に関する目次も欠落しているものと思われる。

<改善策>

規程を見直し、目次とも照らし合わせ、過不足ない規程の作成を心掛ける必要がある。

(1) 監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 公社5                                                                             |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 減価償却の開始月について                                                                    |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

熊本県道路公社には「会計規程」が定められおり、第48条に以下の記載がある。

(固定資産の減価償却)

第48条 有形固定資産(土地、建設仮勘定及び有料道路関連道路債権を除く)及び無形固定資産は、毎事業年度末において、その取得価額を基礎として、定額法によりその残存価額が有形固定資産にあつては1円(平成19年3月31日以前に取得したものは5%)、無形固定資産にあつては零に達するまで減価償却を行う。

2 前項の規定による減価償却は、大蔵省令に定める耐用年数により行い、その耐用年数は、その資産を取得し、又は建設した月から起算する。

3 第1項の規定による減価償却の額は、有形固定資産にあつては、固定資産減価償却累

計額として、その累計額を資産の価額から控除する形式で資産勘定に計上し、無形固定資産にあっては、資産の価額から直接控除する。

<問題点>

減価償却費は上記2により、資産取得の月から開始することとされているが、有形固定資産明細表を確認したところ、令和6年3月31日に取得し、翌日4月1日から事業供用開始された複合機については、減価償却費が計上されていなかった。

一般的な企業会計では、事業供用開始日より減価償却するが、あくまで熊本県道路公社の「会計規程」にはそのような定めがないため、「会計規程」とは異なる処理になっているといえる。

<改善策>

今後もこのような事業供用開始日からの減価償却費の計上をするのであれば、「会計規程」の変更が必要である。

(1) 監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 公社6                                                                             |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 減価償却の端数処理について                                                                   |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

熊本県道路公社には「会計規程取扱細則」が定められおり、第40条に以下の記載がある。

(端数計算)

第40条 原価計算、減価償却費等の計算により価格を決定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

<問題点>

有形固定資産明細表を確認したところ、令和6年1月17日に取得した、普通車特種（パトロール車）マツダCX-5があり、減価償却費は297,844円とされていたが、再計算したところ、297,844円50銭であったため、1円に切り上げる必要あり、297,845円とすべきで

あった。結果、「会計規程取扱細則」とは異なる処理となっている。

＜改善策＞

今後この端数処理（円未切捨て）をするのであれば、「会計規程取扱細則」の変更が必要である。

（１）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 公社 7                                                                            |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 固定資産の耐用年数の誤りについて                                                                |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

＜発見した事実もしくは現状＞

熊本県道路公社には「会計規程」が定められおり、第 48 条に以下の記載がある。

（固定資産の減価償却）

第 48 条 有形固定資産（土地、建設仮勘定及び有料道路関連道路債権を除く）及び無形固定資産は、毎事業年度末において、その取得価額を基礎として、定額法によりその残存価額が有形固定資産にあつては 1 円（平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものは 5 %）、無形固定資産にあつては零に達するまで減価償却を行う。

2 前項の規定による減価償却は、大蔵省令に定める耐用年数により行い、その耐用年数は、その資産を取得し、又は建設した月から起算する。

3 第 1 項の規定による減価償却の額は、有形固定資産にあつては、固定資産減価償却累計額として、その累計額を資産の価額から控除する形式で資産勘定に計上し、無形固定資産にあつては、資産の価額から直接控除する。

＜問題点＞

有形固定資産明細表と上記 2 の大蔵省令に定める耐用年数を突合したところ、不一致の物が複数あった。

① 普通車特種（パトロール車）マツダ C X－5 6 年

8 ナンバーであり、車検証の用途が特種で、排気量も 20 を超えることから、普通自動車ではなく、特殊自動車として 4 年の耐用年数とすべきであった。

② 土木積算用パーソナルコンピューター 5年

普通のデスクトップパソコンであるため、4年とすべきであった。現状はその他のもの5年（サーバーなど）であった。

<改善策>

耐用年数の選択においては、専門的な判断が必要とされる場合もあるため、専門家の判断を仰ぐなり、複数人で確認すべきと考えられる。

（1）監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 公社 8                                                                            |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 固定資産台帳の欠如について                                                                   |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

熊本県道路公社には「会計規程取扱細則」が定められおり、第 45 条に以下の記載がある。

（記帳整理）

第 45 条 固定資産は、固定資産台帳に所要事項を継続的に記録しなければならない。

<問題点>

有形固定資産明細表を確認したところ、令和 5 年 3 月 1 日に取得した、多目的 ETC 利用システム 236,650,119 円があるが、これについて固定資産台帳の作成がなされていなかった。結果、「会計規程取扱細則」とは異なる処理となっている。

<改善策>

「会計規程取扱細則」に従い、速やかに作成する必要がある。所有する固定資産の中でも、突出して大きい金額であるため、その重要性も高い。有形固定資産明細表と固定資産台帳の定期的な整合性の確認が必要である。

（1）監査の結果及び意見

|     |      |
|-----|------|
| No. | 公社 9 |
|-----|------|

|         |                                                                                         |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                                 |
| 表題      | 準備品台帳の欠如について                                                                            |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④ <u>公有財産の管理の適切性</u><br>⑤その他 |

#### <発見した事実もしくは現状>

熊本県道路公社には「会計規程取扱細則」が定められおり、第 42 条、第 43 条に以下の記載がある。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(物品)</p> <p>第 42 条 物品は、その性質、形状等により次のとおり分類する。</p> <p>一 備 品 設備及び装置の一部であるものを除き、独立して機能を果たすもので、耐用年数が 1 年以上でかつ取得価格が 20 万円以上のもの</p> <p>二 準備品 比較的長期間の使用に耐える物品であって取得価格が 1 万円以上のもの(備品を除く。)</p> <p>三 消耗品 1 回又は短期間の使用によって消耗される物品</p> <p>四 材 料 土木工事等の用に供する物品</p> <p>(備品等の出納)</p> <p>第 43 条 備品及び準備品の出納については、その都度台帳に登録しなければならない。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### <問題点>

総勘定元帳を確認したところ、令和 5 年 6 月 21 日の支出に通行規制図データ作成 71,500 円があったが、準備品台帳の作成はされていなかった。内容としては、画像データを作成してもらい、CD-ROM にて成果物の提出がなされたものであった。データそのものは形が無いものの、CD-ROM に納められており、物理的な管理が可能で、かつ比較的長期間の使用に耐えられ、金額的にも 1 万円以上であることから、準備品に該当すると考えられる。そのため、準備品台帳に記載すべきであり、結果、「会計規程取扱細則」とは異なる処理となっている。

#### <改善策>

「会計規程取扱細則」に従い、速やかに作成する必要がある。当該事案のように一見すると形の無いものについては、準備品の定義に照らし合わせ、準備品に該当するか否か、特に留意して検討すべきと考えられる。

(1) 監査の結果及び意見

|         |                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| No.     | 公社 10                                                                           |
| 指摘・意見区分 | 指摘事項・意見                                                                         |
| 表題      | 電話設備設置工事の経理処理について                                                               |
| 監査要点    | ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性<br>②工事評価の適切性<br>③工事請負、委託などの契約の適切性<br>④公有財産の管理の適切性<br>⑤その他 |

<発見した事実もしくは現状>

総勘定元帳を確認したところ、松島道路管理費として令和6年3月28日に、公社執務室電話設備設置工事 880,000 円が費用計上されていた。内容としては、電話主装置及び電話機 6 台を含む、いわゆる電話設備一式の新規購入であった。

<問題点>

熊本県道路公社には「会計規程取扱細則」が定められおり、第 41 条には以下の記載がある。

(資産)

第 41 条 会計規程 33 条第 4 項に規定する機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品については、耐用年数が 1 年以上で取得価格が 20 万円以上のものを固定資産とする。

これによると、当該電話設備は、道路管理費として費用処理すべきではなく、固定資産(工具・器具及び備品)として計上すべきであったと考えられる。

<改善策>

20 万円以上の支出が伴うものは、固定資産に該当する可能性があるため、その実態に応じて、上記「会計規程取扱細則」に照らし、判断する必要がある。

## VIII. 統括意見

「V. 監査の結果及び意見の各論（令和4年度の固定資産台帳について）」では、固定資産ごとに監査の結果及び意見を述べてきたが、特定の固定資産に限定されない横断的な指摘事項ないし意見を総括意見として以下に記載する。

### 1. 固定資産台帳への登録単位について（意見）

県の制定している「固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針」では、平成30年4月以降の固定資産台帳の整備の方針として、以下のように示されている。

（※下線は監査人が本報告書作成時に付加したもの。）

#### 3 期中固定資産台帳の整備（平成30年4月以降）

新たに公共工事等により取得したインフラ資産並びに既存のインフラ資産の価値が増すことになる工事は、既存の固定資産とは別個の資産を新規に取得したものとして取り扱うこととし、年度当初に1年単位で前年度に取得した固定資産の情報を追加する形で整備する。

##### （1）固定資産データの作成方法

「工事進行管理システム」の一部を改修し、同システムからデータを抽出する方法で財務諸表整備システム「地方公会計標準ソフトウェア」（財政課所管）が定める「固定資産台帳取り込みファイル」を作成する。

##### （2）資産種類及び資産単位

###### ① 資産種類の登録

償却資産について毎会計年度減価償却を行うために、その資産が何（建物、道路等）に該当するかを登録するもので、土木部としては、本庁事業課が「工事進行管理システム」で「箇所付け」をする際に、まず「資産」であるかどうかの判断を行う。（「資産」でないものは「費用」（災害復旧工事や浚渫工事等）として判断し、以降の手続きは不要となる。）「資産」として取り扱うものは「資産種類」を登録する。一つの「箇所付け」で「道路」工事や道路の構造物である「トンネル」工事が混在する場合などがあるが、そのような場合は主要な資産（例：道路）を代表して登録する

###### ② 資産単位

固定資産台帳に一つの資産として登録する単位については、契約ごとに1資産として取り扱い、各資産の名称は「工事名称」とする。

（中略）

#### 5 参考（他県の状況）

(1) 固定資産台帳の整備方法について

他県においては、本県でいう工事進行管理システムや財務システム等を改修し、出先機関の各工事担当者が工事ごとに資産の判断や種類等の登録を行う例がある。

その場合、出先機関の各工事担当者に財務諸表を作成する趣旨や固定資産台帳整備について正しく理解していただくための研修に参加していただき、工事進行管理システムにおいて工事施工伺いの入力をする度に資産か費用の判断や資産種類の登録をしていただく必要がある。

よって、本県においては本庁事業課で作業をすることが効率的であり資産の情報に正確性を増すこと、また、熊本地震からの復旧・復興作業に現場において対応する出先担当職員の負担軽減を図るため、本庁事業課において一括して資産の判断および資産種類の登録を行うことについて、財政課に了承を得ている。

(以下略)

ここで問題となるのは、上記方針3において、資産であるかの判断を行うのは「箇所付け」単位であるのに対し、資産を登録する単位が「工事名称」単位となっていることである。

熊本県の工事進行管理システム上管理されている事業の階層を示すと以下のようになっている。

事業（予算単位）

└事業箇所（道路路線）

└執行機関（振興局）

└工事名称

上記の方針に従うと、資産として計上する際の判断は上記の階層でいう「事業箇所」の設定の時点で確定してしまう。

すなわち、当該事業箇所について「資産」として登録すれば、その下位階層でいう「工事」において費用として処理すべき案件が含まれていたとしても、システム上資産として登録される仕様になっている。

本来、資本的支出に該当するか否かは、工事内容ごとに判断すべきであるが、現状ではさらに大きい単位である事業箇所ごとでしか判断していないため、耐用年数の適用や資産計上の要否に関する判断が不正確になっている。

当該方針が制定された当時は、上記方針5に記載のとおり、熊本地震からの復旧工事が多発した時期でもあり、やむを得ず資産計上の判断をより上位の階層で行う方針をとったものと考えられるが、今回指摘した内容を将来に向かって改善するためにも、以下の点を検討することが望まれる。

- ① 工事単位で現場担当者が資産計上要否、及び資産種類の指定ができるように工事進行管理システムを改修すること

- ② 各振興局などの現場にて、資産登録が正確に行えるようなマニュアルを整備すること
- ③ マニュアルや、過去の登録事例をもとにした研修を継続的に実施し、現場担当者の作業精度の向上を図ること

## 2. 過年度の監査結果における指摘事項に対する措置状況について（指摘事項）

今回、監査結果として記載した事項のうち、少なくとも以下の項目については、固定資産として登録する際の分類、及び耐用年数の適用につき適切ではない事例である。

- ・固 20 御船甲佐線（田口）広域連携交付金案内標識設置（その 1）工事
- ・固 12 国道 219 号（錦町西工区）防災・安全交付金（照明設備）工事
- ・固 2 道の駅 きくすい社会資本整備総合交付金（道の駅）舗装工事
- ・固 3 道の駅 きくすい社会資本整備総合交付金（道の駅）照明灯工事
- ・固 4 玉名山鹿線道路無電柱化補助舗装その 2 工事
- ・固 7 玉名山鹿線道路無電柱化補助植栽その 1 工事
- ・固 10 道の駅「きくすい」防災トイレ新築工事
- ・固 13 道の駅「きくすい」防災トイレ機械設備工事
- ・固 14 道の駅「きくすい」防災トイレ電気設備工事
- ・固 21 道の駅錦社会資本整備総合交付金（木製防護柵）工事

当該指摘などの原因は、「道路」に関する工事であることをもっていずれも道路として固定資産に登録している点にあるものと考えられる。

これに類似して、令和 4 年度包括外部監査において、以下の指摘がなされ、改善措置が提示されている。

所管部局：土木部

回答所属：河川課

資産区分：インフラ資産／工作物

資産名称等：氷川ダム堰堤改良（ダム管理用制御処理設備）工事

表題：耐用年数について

指摘内容：

本件工事はコンクリート造であるダムの本体部分に係る工事ではなく、内部の電気通信設備工事であり、実際に 15 年程度で老朽化して更新を行っている実態を鑑みると、耐用年数は『耐用年数分類表』の「電気設備/その他もの」15 年などを参考に、実際の使用可能年数を見積もって決定することが妥当であるが、本件では別途資産登録されているダム本体の耐用年数に合わせて 80 年が採用されており、明らかに実態の使用可能期間と乖離した耐用年数となっている。

固定資産台帳への登録元データが作成される「工事進行管理システム」について、同一事業箇所においても個別の工事ごとに耐用年数を設定できるような対応の検討、あるいは「進行管理システム」から出力された固定資産データについて、「公会計システム」に取り込む前に所管課にてデータの確認・修正を行う必要がある。

改善措置：

令和5年（2023年）3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー（財政課長）より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼があった際に、県土木部で管理する全てのダムについて、ダム本体の耐用年数80年として一括で登録せず、ダム管理用制御処理設備や放流設備など施設に分類して、耐用年数分類表を参考に耐用年数を設定し、修正した。

また、固定資産台帳への登録元データが作成されている「工事進行管理システム」について、工種ごとに耐用年数をシステムで管理できるか主管課と調整を行った。

なお、システム改修等を行うまでの期間は「公会計システム」に取り込む前の段階で個別にチェックを行い、必要に応じて修正を行っていく。

なお、システム改修については早期に今後の検討課題として、上記「固定資産台帳への登録単位について」にも記載しているが、それまでの対応として上記改善措置において、「「公会計システム」に取り込む前の段階で個別にチェックを行い、必要に応じて修正を行っていく」とされているが、同じ土木部の道路工事について、今回も同様の指摘がなされている。

過年度の監査結果に対する改善措置につき、対応した部署のみでの対応にとどまっており、同様の問題が生じる可能性のある他部署への情報共有及び改善策の周知徹底が不足している。

インフラ整備及びこれに伴う固定資産の管理については、1件の指摘に対して所管部署のみでの問題ととらえず、関連部署全体もしくは全庁的な協力のもと取り組むべき課題である。システムの改善なども伴うため、今後相当の準備期間を要すると考えられるが、引き続き改善を求める。